

日 本 独 文 学 会 研 究 叢 書 159

言 [こと] は事 [こと] なり：
関口存男文例集の活用をめぐる

田 中 慎 編

一般社団法人日本独文学会

Studienreihe der Japanischen Gesellschaft für Germanistik 159

Sprache ist gleich Leben:
Zu Anwendungsmöglichkeiten der „Sammlung der Beispielsätze“ von
Tsugio Sekiguchi

Herausgegeben
von
Shin TANAKA

JGG Tokyo

本叢書は、春季・秋季研究発表会におけるシンポジウムの記録のため、日本独文学会が（2017年以降は学会ホームページにおいて）発表の場を提供しているものです。叢書の編集は、学会編集委員等による査読制をとらず、各編集責任者に完全に任されています。

Mit der Studienreihe (SrJGG) bietet die Japanische Gesellschaft für Germanistik den einzelnen Veranstaltern der Symposien in den Frühlings- und Herbsttagungen die Möglichkeit, die Beiträge und die Diskussionsinhalte der Symposien zu dokumentieren und (seit 2017 im Internet) zu publizieren. Die Artikel sind nicht von der JGG-Redaktion peer reviewed, sondern werden ausschließlich vom jeweiligen Herausgeber wissenschaftlich-redaktionell zusammengestellt.

目 次

シンポジウム 言 [こと] は事 [こと] なり : 関口存男文例集の活用をめぐって

導入 : 関口文例集をいかに活用すべきか

田中 慎・中村大介 1

「関口存男文例集」の「目指したもの」と「これから」

佐藤清昭 6

「混沌たる」文例集が開く言語学の可能性
— 文例集×デジタル・ヒューマニティーズの試み —

内堀大地 15

統合文法と対照言語学 —— 可能を表す *sich + lassen* とラレル

横田詩織 20

関口存男の「単回遂行相動作」の記述概念:

関口存男の「統合文法」の精神に基づく言語記述をめぐって

出島恒太郎 33

シンポジウムにおける議論

田中 慎 (まとめ) 44

関口存男展 関口存男文例集 — 接続法の記述を中心に

ある語学者の「商売上の秘密」 — 『接続法の詳細』を例に —
資料 : 関口文例集 → 接続法の詳細

中村大介 47

関口文例集受け入れのいきさつ

斎藤太郎 57

Inhaltsverzeichnis

Symposium Sprache ist gleich Leben: zu Anwendungsmöglichkeiten der „Sammlung der Beispielsätze“ von Tsugio Sekiguchi

Einleitung: zu Anwendungsmöglichkeiten der „Sammlung der Beispielsätze“ von Tsugio Sekiguchi

Shin TANAKA / Daisuke NAKAMURA 1

Worauf zielte Sekiguchi mit seiner „Sammlung der Beispielsätze“ ab und wofür können wir sie nutzen?

Kiyoaki SATO 6

Zu Anwendungsmöglichkeiten der „chaotischen“ Sammlung der Beispielsätze: eine Fallstudie zu digital humanities

Daichi UCHIBORI 15

Synthetische Grammatik und kontrastive Linguistik: am Beispiel von Ausdrücken der Möglichkeit mit „sich lassen“ im Deutschen und „-rareru“ im Japanischen

Shiori YOKOTA 20

Zum deskriptiven Begriff von Sekiguchis „Einmalig-exekutiver Aktionsart“: zu seiner „synthetischen“ Sprachbeschreibung

Kotaro DEJIMA 33

Diskussion beim Symposium (zusammengefasst von Shin TANAKA) 44

Ausstellung von Tsugio SEKIGUCHI Beschreibung des Konjunktivs bei seiner „Sammlung der Beispielsätze“

„Geschäftliches Geheimnis“ eines Grammatikers: am Beispiel von *Setsuzokuhou-no-shousai* [Näheres über den Gebrauch des Konjunktivs]

Daisuke NAKAMURA 47

Zur Aufnahme der „Sammlung der Beispielsätze“ von Tsugio SEKIGUCHI am Hiyoshi Campus der Keio Universität

Taro SAITO 57

導入：関口文例集をいかに活用すべきか

田中 慎／中村 大介

1. はじめに

大正末期から戦後にかけて教鞭を執り、同時に「初級ドイツ語」（昭和 6 年）から「基礎ドイツ語」にいたる月刊誌を長年主宰することによって、わが国のドイツ語教育に多大な貢献をしたドイツ語学者関口存男が膨大なドイツ語文例集を作成していたことは広く知られている。この文例集は、近現代ドイツ語を中心に、30 年以上の月日を費やし、中高ドイツ語・古高ドイツ語の他、15 言語以上の言語現象を縦横無尽に取り上げたものであり、その総量は A4 に換算して実に 24,000 ページを超えるものである。

文例集そのものは冊子体としては 3 部しか存在せず、利用の可能性は極めて限定されている。内容も、関口本人が、「実に混沌たり、鬱蒼たるジャングルのごときノート」であり、「私以外は恐らく利用できない一種異様なノートです」と述べているように、そのまますぐに活用することは難しいものとなっており、このままでは、この言語学・ドイツ語学の貴重な資料は埋もれてしまうことになってしまうという状況にある。

このような状況の中、その活用を目指して文例集のデータ化が細々と行われている。2019 年には、内堀氏が大阪大学に残された資料をもとにデータ化をすすめ、ウェブ上での公開を開始している。また、慶応義塾大学でも、日吉に残されたオリジナルの資料¹の電子化を進めるプロジェクトが進められている。

本論集で掲載されている論考が発表されたシンポジウム「言[こと]は事[こと]なり：関口存男文例集の活用をめぐる」は、この文例集のさまざまな活用方法を明確にする目的で行われたものである。関口の文例集は、単にドイツ語の文法的な事象を記述しただけではなく、その欄外のメモ書き等にも、関口のさまざまな葛藤や、関口が何を受容していたのかなどの情報が詰まったものであり、後世に受け継がれるべきものと考えたからである。このシンポジウムでは、関口文例集の活用をめぐる 4 つ研究発表が行われたが、論集の編纂にあたってシンポジウムにおける議論を反映させ、論文に書き上げたものである。また、同シンポジウムと平行されて開催された展示「関口文例集－接続法を中心に」における論考、資料も合わせて掲載している。

¹本稿で扱う関口文例集のオリジナル資料は、慶應義塾大学日吉キャンパスに保管されているが、本資料が日吉キャンパスに至った経緯については本書の巻末に掲載した「関口文例集受け入れのいきさつ」参照。

2. 「関口シンポジウム」の系譜

まず2024年の慶應学会でのシンポジウムは、これまでの関口文法の研究の延長線上にあるということを確認する上でも、これまで開催された「関口シンポジウム」の歴史について簡単に振り返ってみたい。

「関口シンポジウム」という呼称がはじめて使われたのは、1990年9月に慶應義塾三田キャンパスで開催されたIVG東京大会の付随プログラムとして開催されたときである。これをきっかけとして関口文法の研究会が国内外で開催された。

1995年5月には、ベルリンにて関口文法に関連したテーマについてOst-West-Kolloquiumが開催されたが、このOst-West-Kolloquiumの枠組みで関口文法の国際的研究は続けられ、2007年には、浜松医科大学で「関口文法と現代言語学」と冠された研究集会が開催された。また、2010年にワルシャワで開催された第12回IVG大会において、関口文法を主とする分科会も開催されている。

日本独文学会研究発表会の枠組みでは、これまで2回の「関口シンポジウム」が開催されている。1997年には、これも慶應義塾大日吉キャンパスにおいて、シンポジウム「関口存男文例集 — その現代言語学における意義 —」が開催され、文例集についての議論を行った。2012年には、上智大学にて、シンポジウム「関口文法の射程—主著『冠詞』のダイジェスト版をてがかりにして」が開催されたが、このシンポジウムの登壇者として、本シンポジウムの登壇者2名（佐藤、田中）も参加している。特に佐藤清昭氏は、これまで主だった「関口シンポジウム」にて中心的な役割を果たして来た。

このように、「関口」に関する研究は、これについての書籍、論文が数多く出版されるだけでなく、国内外のさまざまな枠組みにおいて長年にわたって数多く行われている。この間、ドイツ語研究、言語研究は多様な形で発展してきているが、その中でも「関口文法の現代性」はしばしば強調されている。これは関口文法の先進性に時代がようやく追いついてきたということなのかもしれない。この「先進性」の礎となった文例集の活用は、その意味でも喫緊の課題だということが言えよう。

3. 文例集を通して見た「統合文法」

ここで、上述の関口文法の「先進性」について、関口の「統合文法」について概観しておきたい。この「統合文法」という考え方が、本論集掲載の論考の議論の中心として位置づけることができるものであるからだ。

佐藤（2021:17）では、「関口文法とは『文を作るための文法』である」とし、関口の言を引用している。

「文を作るための文法にして初めて真の文法であり、そのためには従来の文法

を逆立ちさせて、まず意味の筋路の方を確立し、然る後その表現法を探求するというメトードに拠るの外はありません。」(接続法の詳細：87)

このような(普遍的な)意味内容からその表現形態をもとめる文法は、従来の、形から出立して分析的に言語を記述する方法に対して、統合文法と称されるものである。これは、『言語的に表現しうる普遍的な思考内容』から『各個別言語の文法表現手段』にいたるという言語研究の方向(佐藤 1998:58)を体現しているものであり、「ドイツ人が拵へると同じ筋路を以て別に拵へることを教へるのが文法」(搬動詞：48)というわけである。

この「形から意味へ」ではなく「意味から形へ」の方向性は、関口がその文法記述の際に文例集をいかに活用していたのかということによってより明確になる。巻末資料 53 ページの表 1²は、『接続法の詳細』の例文が、文例集のどの項目に収められているかということについて調査した結果である。文例集という性格上、文例そのものは、名詞、形容詞などの品詞や、接続法、時称などの文法形式および具体的な語彙などを「形」をもとに分類されているが、関口の文法記述は、その単にその「形」から例文を引いてくるのではなく、『接続法の詳細』を記述するに際して実にさまざまな箇所から例文を採用している。

表 1³は、全体を収録する関係から細部を見ることが難しいものになっているが、概観を得るために分布のいくつかを読み解いてみよう。『接続法の詳細』中にも、接続法の主要用法である、間接話法、要求話法、約束話法(非現実話法)があるが、例えば表中において青で示されている間接話法は、文例集で接続法の箇所に分類されたものの他に、接続詞、副詞、助動詞など間接話法との親和性が高い項目以外にも、名詞の四格、不定形、結果挙述などの項目からも文例を採用している。これはすなわち、伝聞を表す表現手段はドイツ語においては接続法に限らず、例えば四格目的語としても実現するという関口の文法観を反映していると言えるだろう。同様に、緑で表された約束話法(非現実話法)は、接続法、助動詞などの他、命令形や受動、そして単語 *immer* からの文例を引いている。非現実を表す手段として接続法は中心的な役割を果たすのは疑いようがないが、それは唯一のものではなく、実にバラエティに富んだ表現手段があるということが文例集における例文の分布から見て取ることができる。

² この資料は中村大介氏作成のものに基づく。巻末に本シンポジウムと同日に開催された関口存男展の展示資料を掲載しているが、同資料の資料 1 が次頁掲載のものと同じである。

³ 表 1 は、巻末掲載の関口存男展で展示された中村大介による「ある語学者の「商売上の秘密」—『接続法の詳細』を例に一」掲載上の資料の一部を転載したものである。関口文例集と「接続法の詳細」の関係についての詳細は、中村(2024)を参照されたい。

4. 本論集の構成

以上、関口文法の「先進性」を体現している統合文法が文例集からも見てとれることを概観した。本論集掲載の論文のもととなったシンポジウムでは、具体的な実例をもとに文例集から関口の「先進性」を読み解く試みを行った。また、その際、この膨大な量を持ち、「鬱蒼たるジャングルのごとき」文例集は、そのままではその全体を活用することは難しいことを確認した上で、いかにこの文例集を「読み解き」うるものにするかということについてその可能性を探った。以下に掲載の論考は、シンポジウムでの発表をもとにシンポジウム上での議論を反映させて新たに書き下ろしたものである。

本導入に続く佐藤による論考は、おそらく現在関口文例集の価値をもっとも正確に判断できる研究者の一人である佐藤が関口文例集の実像を描き出した上で、その課題（普及や利用、そしてその正確な理解）について論じている。関口の文例集がどのような意図のもとに成立したものなのかについて関口の言を紐解き、またその意図がどのような形で実を結んだのか、あるいは結実を見ずに終わったのかを確認する。その上で、関口文例集の活用の可能性についての考察を進めていく。これは、今後の関口文法の継承にもつながるものであり、日本におけるドイツ語研究の発展可能性について論じているものでもある。

第二論文の内堀は、関口文例集のデータベース化をリードする研究者である。文例集はいうまでもなく大変に貴重な資料であるが、一方でこれは関口本人が「混沌たり、鬱蒼たる」ものであり、なかなか関口以外には消化できないものになっている。そのような状況を踏まえ、内堀はウェブサイトから誰でもアクセスできる文例集の構築に取り組んでいるが、この試みは、世界のドイツ語研究者に関口文例集の門戸を開くというだけではなく、研究資料を整理された形で広くアクセスできるプラットフォームを作るデジタルヒューマンイズムの可能性を提示するという意義も併せ持つ。

後半の二つの論考は、若手研究者によるものである。この際、自身の取り組む具体的な研究課題について「関口（文例集）ではどのように記述されているか」という視点から論考を行っている。

第三論文の横田は、再帰表現のさまざまな機能について、日本語の「～られる」との対照を通して記述を試みるものである。ドイツ語と日本語の間の対照研究においては、「そもそもそれらは比較可能なものなのか」という疑問があるが、この疑問について、関口の雑多なものを含む文例集は、その統合文法的な視点から一つの答えを提示する。これを通して横田は、これまで言語の形式的対照に視点が行きがちであり、それゆえ有意義な対照ができずにいた対照言語学的言語研究における可能性について考察を進めている。

出島による第四論文は、関口の用語である「単回遂行相動作」についての統合文法的アプローチを敷衍し、その応用可能性を探るものである。関口の文法は特

定の品詞や形式に囚われることなく、その機能から幅広い言語現象を記述するものであるが、出島はこのアプローチが、関口がその研究を展開した 50 年後の言語学ではどのように記述されているのかを確認しつつ、関口文法の「新規性」および独自性を示していく。

参考文献

- 中村大介 (2024) : 「関口存男の参考書と文例集 — 『接続法の詳細』 を例に一」
『藝文研究』, 慶應義塾大学藝文学会, 第 127 号所収. 127 (104) -140 (91).
- 佐藤清昭 (2021) : 関口存男の言葉. ドイツ語「関口文法」へのいざない 1. 三修社.

「関口存男文例集」の「目指したもの」と「これから」

佐藤清昭

0. はじめに

関口存男（1894-1958）は、その研究生活の間、30年以上に渡って文例を集め続けた。その「総量」は、A4判コピーにまとめた形で24,502ページに達する。文例を構成するのは次の「個別言語」である：

近代ドイツ語、中高ドイツ語、古高ドイツ語、フランス語、英語、米語、古代ギリシャ語、ラテン語、スペイン語、オランダ語、イタリア語、ロシア語、ゴート語、サンスクリット語、エスペラント、日本語、漢文読みの中国語

収集されている「ジャンル」は、文学作品から、大衆小説、そして新聞・雑誌の記事や広告にいたる。

本論文の目的は、次の「三つの問い」に答えることにより、「関口存男文例集」の正しい理解と、その建設的な利用に資することである。

- 文例集の**歴史**にかかわる問い：文例はどういう経緯で収集されるようになり、その目的は何であったのか？
- 文例集の**現在**にかかわる問い：関口存男は文例を88のテーマに分類・整理していたが、この分類は、文例収集の目的に即したものであるか？
- 文例集の**将来**にかかわる問い：文例集を他の研究者が利用することは可能か？

1. 文例収集の経緯と目的

関口存男は、「わたしはどういう風にして独逸語をやってきたか？」という随筆の中で、文例集の成立について次のように述べる。

..... 三十歳になる前頃、演劇の方では到底めしが食えないことがわかり、ついにドイツ語でめしを食うことに決心した或る日、わたしは此の「句と文章」を中心とした行き方の一大ドイツ語論を書くことを思い立ち、それからのちは、わたしがその時まで無意識に機械的にやっていた勉強法を、いよいよ合理化してノートにとることにしました。只今わたしの座右にある行李に一ぱいほどの分量の、百冊近くもあるノートがそれです。どんなノートだか、それは商賣上の秘密でちょっと云われませんが、大抵の人はチョット開けてみただけでもウワーと云つてびつくりしてしまう。

..... (中略)

それは實に混沌たり鬱蒼たる、ジャングルのごときノートです。三十年近くの間、毎日毎日、丹念に書きためた、但し私以外の人には恐らく利用のできない一種異様なノートです。.....¹

関口は「三十歳になる前ごろに『一大ドイツ語論』を書くことを思い立ち、文例をノートにとり」始めたのである。この文章は、1949年に『月刊ドイツ語』に発表されたものであるが²、ノートのページはこの後も、関口が亡くなる直前まで増えていったと推測される。

それでは、この「一大ドイツ語論」とはどういうものだったのか？ 関口の次の言葉に注目したい。

わたくしは、ドイツ語の研究者として、実は少し実力にあまることをたくらみ過ぎ、従来の伝統を脱した自己独自の言語の見方をドイツ語をダシにして展開してやるなどということを若い時に思いついて、それに一生をささげてしまったのです。³

この「従来の伝統を脱した自己独自の言語の見方」について、関口は他の著作で次のように述べる。

讀むための文法などというものは大したものはいらない、形容詞の變化ぐらい知っていればあとは辞書と常識とで間に合います。文を作るための文法にして初めて眞の文法であり、そのためには従来の文法を逆立ちさせて、まず意味の筋路の方を確立し、然る後その表現法を探求するというメトードに據るの外はありません。⁴

ドイツ人が既に拵へたものや、元つから在るものを教へるのが辞書で、ドイツ人が拵へるのと同じ筋路を以て別に拵へることを教へるのが文法であるとすれば、**意味形態の研究**こそは、これが本當の文法ではないでせうか。⁵

1 「わたしはどのような風にして独逸語をやってきたか？」、所収：『趣味のドイツ語』、321-354 ページ、本引用は 330-331 ページ、波下線佐藤。

2 参照：『関口存男の生涯と業績』、526 ページ。

3 『意味形態を中心とするドイツ語前置詞の研究』、序（2）、波下線佐藤。

4 『接続法の詳細』、87 ページ、波下線佐藤。

5 「搬動詞 [Lativum]」、所収：『ドイツ語学講話』、41-51 ページ、本引用は 48 ページ。太字関口、波下線佐藤。

つまり関口存男は、「文を作る」立場から、あるいは「ドイツ人が拵えるのと同じ筋路を以て別に拵えることを教える」立場から、という「従来の伝統を脱した関口独自の言語の見方」を展開するために（＝「一大ドイツ語論」を書くために）文例を収集したのである。

補足：

ドイツの中国語学者であり、一般言語学者である Georg von der Gabelentz (1840-1893) は、文法研究に「分析システム (das analytische System)」と「統合システム (das synthetische System)」という二つの方向を区別した。「分析システム」は、「与えられた形態の意味内容」を探る。それに対して「統合システム」は、「思考内容を言語的に表現するためにどういう形態が存在するか？」と問う。関口文法の「文を作る」立場は、Gabelentz の「統合システム」に相当する。⁶

ただし、Gabelentz との比較で注意すべきは、関口が Gabelentz の影響を受けて意味形態文法を構築したのではない、という点である。関口の意味形態論は Gabelentz の言う「統合システム」に相当するが、関口と Gabelentz との間に、影響関係は存在しない。誤解されることが多いので、特に注意したい。関口文法の「独創性」については、以下の関口の言葉を参照されたい。

あなたの文法は一たい何に準據したものか、何を種本にしたのか、と云つて問はれる事がよくあります。さういふ時に、何か斯う相手を威壓して、頭つから信用させてしまふやうな、横文字の名前をペラペラと三つ四つ挙げられると大變氣が利いて聞こえるのかも知れませんが、残念ながら私にはそれが出来ない。私の種本は、行李に一杯分ほど溜まつてゐる汚いノートだけです。ドイツの學者の書いた文法書も持つてゐない事はないが、何か歴史的な筋路でも疑問になつた時とか、或ひは一寸した事柄をそそくさと参照する時以外には殆んど参考にしません。それに物を書いてゐる最中に席を立つという事が非常に嫌ひな性分なので、調べればもつと面白い枝葉も伸びると思ふ所も、大抵は邪魔くさくて止してしまいます。

さう云つたやうなわけで、私の獨逸語文法は好い意味に於ても悪い意味に於ても『獨創的』です。……⁷

⁶ Gabelentz の「分析システム」と「統合システム」の区別については、以下を参照：Gabelentz (1881; 1960), 121, 353f. ページ；同 (1891), 86ff., 96 ページ，改訂第二版リプリント版，84ff., 93 ページ；佐藤 (1996)。

⁷ 『接続法の詳細』，初版，「序」，波下線佐藤。この初版の「序」は，1954 年の「版の組み直し」の際に「改版の序」に置き換えられた。

2. 文例集のテーマの分類

2. 1. 上記の引用で関口は、「文例を収集するきっかけ」として「その時まで無意識に機械的にやっていた勉強法を、いよいよ合理化してノートにとることにした」と述べていた。⁸ この「合理化」の第一歩は、「88 のテーマ」を設けることであったと考えられる。ただし、最初から「88 のテーマ」が存在したわけではなく、文例を収集すると共に徐々にテーマも増え、確定されていった、とするのが自然である。以下はその「88 のテーマ」のリストである。⁹

上から 1 段目 (B5 版ファイル)

1. A
2. M-T
3. B-D
4. 語形
5. 特殊前置詞
6. auf, aus
7. U-Z
8. W-Z
9. von, vor
10. E-L
11. B-S
12. U
13. in
14. an
15. 語形 (m)
16. 雑 (1)
17. 雑 (2)
18. 結果の in
19. 前置の in
20. 従事方面の in¹⁰

上から 2 段目 (A4 版ファイル)

21. 語順
22. 関係代名詞
23. 主観的
24. 句読点
25. 命令形
26. 連語
27. denn, doch, aber, auch, da, das
28. 結果挙述
29. Apposition
30. 助詞
31. 挿入句
32. σφόδρα
33. noch, nun, nur, schon, so, und, wieder
34. eben, einmal, erst, gar, immer, ja, je
35. 省略
36. 合成語
37. 名詞
38. 比較
39. 間投詞
40. 名詞の型
41. 羅
42. 疑問文

上から 3 段目 (A4 版ファイル)

43. 人代名詞
44. 文章論一般
45. 否定
46. 認容文章
47. 再帰動詞
48. 接続詞 (各論)
49. 発音
50. 性と数
51. 副詞
52. 物主形容詞
53. 雑
54. 二格
55. 名詞化
56. 形容詞 (形態)
57. 英語

上から 4 段目 (A4 版ファイル)

58. 文肢
59. 前置詞
60. 指示詞
61. 述語 (主)
62. 接続詞 (一般)
63. 四格
64. 一格
65. 述語 (副)
66. 格支配
67. 三格
68. 前置詞 (一般)
69. 形容詞
70. 数詞
71. 不定冠詞
72. 定冠詞

上から 5 段目 (A4 版ファイル)

73. 受動
74. 助動詞 (一般)
75. 迂言動詞
76. 非人称
77. 分離動詞
78. 不定形
79. 修辞
80. Aktionsart
81. 時称 (各論)
82. 接続法

⁸ 本論文注 1 の引用文を参照。

⁹ 並べた順序は、関口が亡くなった当時に書棚に保管されていた通りのものである。ファイル名の前の番号は、関口存男のご長男の関口存哉 (いくや) 氏が文例集を整理し、コピーするに当たって付したものである。存哉氏はこれを「原ファイル番号」と名づけている。

¹⁰ A, B-D, M-T, U-Z, W-Z など、アルファベット名のファイルには、それぞれのアルファベットで始まる前置詞、前つづりの例が集められている。

83. 定形 84. 時称 (一般) 85. 助動詞 (各論) 86. 分詞 87. 自動と他動
88. 動詞の語形

2. 2. さてこの 88 のテーマの分類は、「文例収集の目的」に即しているであろうか？ つまりこの 88 のテーマの分類は、(Gabelentz の用語を用いるならば)「統合システム」的な「関口独自の言語の見方」を展開するという目的にかなっているだろうか？

88 のテーマ名とそれぞれのファイルの内容を検討すると、文例集は大きく三つのグループに分類される。

(A)「文法形態」上の特徴と問題点のテーマのもとに文例を収集した *analytisch* 「分析システムの」なグループ：名詞，関係代名詞，形容詞，副詞など多数のファイル

(B)「表現されるべき普遍的な意味内容」を出発点として、それに対応する文法形態を求める *synthetisch* 「統合システムの」なファイル：主観的，結果挙述，*σφόδρα* (発音は [スフォドゥラ])。「程度の甚だしさ」を表現するギリシャ語で，ドイツ語の *sehr* に相当する)，否定，比較，認容文章，文章論一般¹¹ など

(C)「文法」に属さないもの，「教育用」に文例を集めたもの，関口自身の語学学習用のもの：発音，句読点，時称 (一般)，動詞の語形，自動と他動，英語，雑 (1)，雑 (2)，羅

2. 3. もっとも，88 のファイルの内容がすべて，この三つのグループに固定されるわけではない。特に最初の「分析システムのグループ」のファイルには，至る所に「普遍的な意味内容」を出発点とする立場からの資料が見つかる。また，解釈により「分析システムの」にも，「統合システムの」にも属するファイルがある。そして三番目 (C) のグループに属するものも，決して「重要でない」わけではない。しかしこれらの詳細については，本論文の目的を超えるため，ここでは触れない。

二番目 (B) の「表現されるべき意味内容」がテーマとなっているファイルは，「文を作る立場」から文例が集められているファイルである。Gabelentz の言葉，*Gegeben ist der Gedankeninhalt, und gesucht wird die Form, der Ausdruck.* (与えられているのは思考内容であり，求めるものは形態，表現である。)¹² という，文法の「統合システム」に該当する。

2. 4. 問題は第一のグループ (A)，つまり「文法形態上の特徴と問題点」をテーマとする

¹¹ 「文章論一般」がこのグループに入ることは奇異に感じられるかもしれない。実はこのファイルには，その名称とは異なって，「因由」・「相反」・「仮定」・「目的」ほかの内容について，それぞれに対応する言語形態が集められている。

¹² Gabelentz (1891), 86 ページ；改訂第二版リプリント版，84 ページ。

多くのファイルである。ここで我々は、「統合システム」の「統合」という概念を**本来の意味**で解釈する必要がある。つまり、語から句へ、句から文へ、そして単文から複合文・並列文へと、いわば「枝分かれ図」**Stammbaum** を「さかのぼる」という意味での「統合」である。

文法の「統合システム」は、この意味での「統合」を実現するに当たり、各個別言語が「手段」として「どういう形態上の可能性」をそなえているか、と問う。関口が文例を名詞・形容詞・動詞・副詞というテーマにまとめて収集したのは、これら「実質詞」が、ドイツ語で（あるいは他の個別言語で）どういう「手段」によって表現されるかを求めたのであり、前置詞・冠詞・名詞化・指示詞などのテーマでは、（名詞・形容詞などの）「語」を「句」へと統合する「手段」を求めたと考えることができる。さらに、定形・不定形・時称・述語・文肢・語順などのテーマでは、「語」、あるいは「句」を「文」へと統合するための「手段」を、また接続詞・関係代名詞というテーマでは、「単文」を「複合文」や「並列文」へと「統合」するための「手段」を関口は求めた、と考えられる。

第一と第二のグループに属するテーマを以上のように解釈するならば、関口存男文例集の88のテーマは、その大部分が『統合システム』的な『関口独自の言語の見方』を展開するという「文例収集の目的」に即したものである、ということになる。

2. 5. その一方、以上の論考とは別に、文例集の多くのファイルに名詞、指示詞、分離動詞という「形態上の名称」がつけられていた理由について、次の様な解釈が可能であると思う。

(1) 関口が文例を集めるに当たっては、やはり「形態」**Form** を「一番の拠り所」にせざるを得なかったのではないか？ ソシュール (**Ferdinand de Saussure**) のシニフィアン (**signifiant**) とシニフィエ (**signifié**) の区別は、近代言語学の発展にとって一つの重要な意味を持ってきたとはいえ、ソシュール自身の言葉からも明らかなように、**Form** 「形態」と **Inhalt** 「意味内容」の「一体性」、**「相互依存性」**（「お互いの存在を前提とすること」）を、我々は忘れてはならない。¹³ そしてまた、ファイルに「形態上の名称」が付してあれば、関口自身にとって、すでに登録した文例を探すことを容易くしただろう。

(2) 「意味 → 形態」という立場からの資料の収集には限界があったのではないか？ 例えば関口の著書に出てくる「見地 (**Gesichtspunkt**)」とか「**Identität** 同一視 (同じものと見なすこと)」という「意味形態」はファイルのタイトルとして現れないが、これは単なる偶然ではないと思う。関口は『独作文教程』の序言（復刊の辭, 1953）で次のように述べている。

¹³ 例えば参照：丸山圭三郎：『ソシュールの思想』, 124-130 ページ。

私自身の立場から、最も重要視して編纂したのは、此の書の後半部、即ち「論理範疇」の系統化です。同じような法式（ママ）でもって「時間範疇」、「空間範疇」、「感情範疇」の表現法を系統化したならば、ほとんど完全な教程が出来ると思うのですが、もうそんなこともしていられない時期になつたので、この方面の発表はこれだけにとどめます。本書の内容の全部は、どうせ只今まとめつつある研究によつて包摂棄揚されてしまうでしょう。

しかし「時間範疇」、「空間範疇」、「感情範疇」の系統化、特に「感情範疇」の系統化には困難が伴ったことが想像される。加えて、その系統化された範疇をファイル名としても、「文例を収集する」という意図からは、あまり意味のあるファイルとはならなかった（つまり文例が思ったほど集まらなかった）のではないかと考えられる。

3. 文例集利用の可能性

関口は、文例集のことを「私以外の人には恐らく利用のできない一種異様なノート」と言っていた。¹⁴ 文例集は本当に、「関口以外の人には利用のできない」ものなのか？

3. 1. 第一の結論

他の研究者が、収集された大量の文例を利用して、関口が著したであろう「前置詞論」、「形容詞論」、「副詞論」ほかを書くことはできない。関口にとって、文例集はあくまでも「材料」に過ぎなく、「一大ドイツ語論」の全体構想、あるいは各論の構想は、関口の「頭の中に」存在していた。文例集のいたる所に「～を参照せよ」とか、「～は～のファイルにあり」という指示があるとは言え、他の研究者が文例集をいくら眺め続けても、いくらひっくり返しても、そこから「関口の頭の中に存在した『構想』」をつかみ出すことはできないし、またそういう努力をしたとしても、それはあまり建設的な意味を持たないと思う。¹⁵

3. 2. 第二の結論

文例集を「部分的に利用すること」は可能であり、しかもそれは大きな意味を持つ。まず

¹⁴ 本論文注1の引用文を参照。

¹⁵ ただし前置詞の場合、『冠詞』、『意味形態を中心とするドイツ語前置詞の研究』、『和文独訳の実際』などの著作中に、関口の前置詞研究に関する根本方針（「前置詞は如何にして研究す可きか」）を見出すことができる。それゆえ、佐藤は文例集のすべてに目を通し、前置詞の用例とそれに関する記述を確認することにより、「関口が著したであろう『前置詞論』」の大まかな方向を「辞典」という形で示すことを試みた。参照：佐藤清昭（編・解説）：関口ドイツ語主要前置詞辞典。

思いつくのは、比較言語学・対照言語学の資料としてである。文例集には、ドイツ語を出発点として多くの個別言語の例が比較・対照してあげられている。本文例集は比較言語学・対照言語学の資料として大きな示唆を含むものである。

次にドイツ語・フランス語という個別言語の「分析文法」、つまり「文法現象を秩序づけ、当該の言語現象の種々な意味を統一的に説明しようとする」立場から、文例集を参考とし、利用することは、意味のある成果をもたらすだろう。

しかし本文例集の本当の価値は、それが文法の「統合システム」の例として、つまり「関口独自の言語の見方に即して解釈」されたときに現れる。**普遍的な意味内容の類型化と、それに対応する各個別言語の文法形態の挙げ方**の例として、本資料は、多くの研究上の示唆を含んでいる。特に重要であるのは、「統合システム」の「統合」を本来の意味で、つまり「語から句へ」、「句から文へ」の「統合」と理解する時である。そうすることにより本資料の中には、「言語の構造」の基本にかかわる新たな認識を数多く見いだすことができる。なぜなら、二つの要素 A と B を「統合」するとは、その二つの要素の間に、A が B を「規定する」、あるいは B が A を「規定する」という「規定関係」を生じさせることであり、語・句・文の間の「規定関係」とはまさに、「言語の構造」そのものであるからである。¹⁶

3. 3. 第三の結論

文例集を活用する方法の「工夫」により、未完に終わった「一大ドイツ語論」に近づくことは可能かもしれない。その「工夫」の一つが、デジタルデータ化された文例集の有機的活用である。これについては、内堀大地氏の発表が重要な示唆を含むものであると思う。

引用文献

- 関口存男 (1932) : 和文独訳の実際 . 三修社 1977 .
—— (1939) : ドイツ語学講話 . 三修社 1975 .
—— (1943 a) : 意味形態を中心とするドイツ語前置詞の研究 . 三修社 1977 .
—— (1943 b) : 接続法の詳細 . 初版, 日光書院 ; 改訂組版, 三修社 1973 .
—— (1954) : 趣味のドイツ語 . 三修社 .
—— (1960/61/62) : 冠詞 — 意味形態的背景より見たるドイツ語冠詞の研究 — . 全 3 巻, 三修社 .

¹⁶ 関口存男は、「規定」を「第三意味形態」と呼び、自らの文法理論の中で重要視している。次の関口の言葉を参照：「何が何を規定しているか？ 換言すれば、何が最も根底をなしているか？ / これはあらゆる文章論の出発点でなければならない筈であるのに、現在までの文章論は、この問題に関して、おどろくべきほどのんきである。だいいち、構造というのが『規定』という関係を措いて他に在りえないと云う最も初歩的な事実すら、どの程度まで言語学者の意識にあるか、かなり疑わしいものがある。」冠詞、第三巻、534f. ページ。

- 荒木茂雄ほか [編] (1959) : 関口存男の生涯と業績 . 三修社 1975 .
- 佐藤清昭 (1996) : 表現するための文法のあり方 — G. von der Gabelentz, F. Brunot, 関口存男を手がかりとして —. 所収 : 浜松医科大学紀要 一般教育 10, 99-114 ページ .
- 佐藤清昭 [編・解説] (2024) : 関口 ドイツ語主要前置詞辞典 (= 『ドイツ語「関口文法」へのいざない』, 第2巻) . 三修社 .
- 丸山圭三郎 (1981) : ソシュールの思想 . 岩波書店 .
- Gabelentz, Georg von der (1881) : Chinesische Grammatik. Mit Ausschluß des niederen Stiles und der heutigen Umgangssprache. 4., unv. Aufl. Halle : Niemeyer 1960.
- (1891) : Die Sprachwissenschaft, ihre Aufgaben, Methoden und bisherigen Ergebnisse. Leipzig : Weigel Nachfolger ; 2., verm. u. verb. Aufl. Leipzig : Tauchnitz 1901, Nachdruck : Tübingen : Narr 1972.

「混沌たる」文例集が開く言語学の可能性
－文例集×デジタル・ヒューマニティーズの試み－

内堀 大地

1. はじめに

関口存男は大正から昭和にかけて活躍したドイツ語学者で、主著で遺作となった『冠詞』3巻を始めとする多くの著作を執筆した。著作のもととなったのが、文例集といわれるノートである。関口は文例集について「実に混沌たり、鬱蒼たる」ものであると述べている。文例集には、ドイツ語を始めとする多くの言語について、さまざまな観点から収集、分析した記録が残されている。関口自身、『冠詞』以外にも多くの著作の執筆を計画していた。計画していた著作も、おそらくは文例集をもとにして執筆されたであろうことは想像に難くない。

多くの著作のもとになった文例集は今も多くの可能性を秘めている。しかし、関口自身が「実に混沌たり、鬱蒼たる（中略）私以外の人には恐らく利用のできない一種異様なノート」¹と書いている通り、関口以外には利用が難しいのも、また事実である。現に、関口の没後50年以上を経ても、文例集を用いた研究者はわずかしかおらず、有田による解説²、細谷による紹介³、内堀⁴、佐藤による解説⁵など、数えられる程度の例しかなく、十分に活用されてきたとは言い難い。

関口は生前、文例集について「私が死んだら焼いてくれ」⁶と語っていたが、1983年に来日したエウジェニオ・コセリウが文例集を実見し、高く評価するなど、歿後にその価値が見出された。ご遺族の尽力もあり、文例集は孫である関口一郎氏（元教授）の在籍していた慶應義塾大学に原本が、大阪大学、慶應義塾大学および浜松医科大学に複写が寄贈された。大阪大学には細谷行輝氏（現名誉教授）によりスキャンされたデジタルデータも存在している。

¹ 関口存男(1975)『趣味のドイツ語』三修社 S.331

² 有田潤(1998)「関口ノート解読の試み」、冠詞研究会編『ドイツ語学研究 8』SS.1-25

³ 関口信男編(2007)『関口存哉 随筆集』(株)清水工房 S.19

⁴ 細谷行輝, 山下仁, 内堀大地編(2016)『冠詞の思想』三修社

⁵ 佐藤清昭(2024)『関口 ドイツ語主要前置詞辞典』三修社

⁶ 関口信男編(2007)『関口存哉 随筆集』(株)清水工房 S.17

2. 文例集デジタルデータの公開作業

関口存男文例集コピー総目次

分類番号	分類名目	総目次ページ	
1	名詞	Substantiv	1
2	名詞の型	Substantivtypen	3
3	性と数	Genus und Numerus	4
4	格支配	Kasus	7
5	1格	Nominativ	8
6	2格	Genetiv	9
7	3格	Dativ	11
8	4格	Akkusativ	12
9	Apposition		14
10	不定冠詞	Unbestimmter Artikel	15
11	定冠詞	bestimmter Artikel	16
12	物主代名詞	Possesivpronomen	19
13	形容詞	Adjektiv	20
14	形容詞(形類)	Adjektiv: Formen	23
15	名詞化	Nominalisierung	25
16	比較	Komparation	28
17	関係代名詞	Relativpronomen	32
18	人称代名詞	Personalpronomen	36
19	前置詞	Adverb	38
20	noch, aus, nur, schon, so, und, wieder		41
21	oben, einmal, erst, per, immer, ja, je		45
22	Gena, doch, aber, noch, da, das		48
23	感叹詞	Interjektion	51
24	接続詞(一般)	Konjunktion, allg.	52
25	接続詞(特殊)	Konjunktionen	56
26	指示詞	Illeutiker	63
27	母語詞	Demonstrativ	64
28	前置詞(一般)	Präposition, allg.	70
29	前置詞	Präpositionen	74
30	数詞	Numerale	79
31	二形	Verbum Finitum	85
32	不定形	Verbum infinitum	88
33	時制(一般)	Tempus, allg.	92
34	時制(特殊)	Tempora	94
35	述動(Ⅰ)	Prädikat- I	99
36	述動(Ⅱ)	Prädikat- II	103
37	自動と他動	Intransitiv und Transitiv	105
38	動詞の語形	Verbformen	107
39	疑問文	Frage Satz	110
40	否定	Negation	113
41	反身動詞	reflexives Verb	119
42	合意動詞	transitives Verb	119
43	動人形	Impersonalia	121

図1. 目次の画像ファイル

大阪大学にあるデジタルデータの全体は TIF 形式で容量 2.8GB, 93 フォルダ, 25,000 ファイルの規模になる。筆者は 2016 年に全データを受領し, 2021 年にウェブ上で全てのファイルを公開した。公開用ファイルの作成にあたっては, まず目次の画像データと本文の画像データに分けた。目次の画像データはワープロ打ちの目次をウェブで読める形にする必要があったため, ワープロで書かれた画像ファイルの文字を認識するプログラムに加え, ウェブで表示するための HTML ファイルを作成するプログラムも書き, 大半の部分は手作業ではなく機械的に処理できるようにした。

しかし, 目次の画像ファイルの解読に用いた文字認識ソフトでは完璧な解読はできなかった。ソフト自体が英語圏 (Google 社) で作られたものであったこと, 目次自体にも日本語が主であるが, その他ドイツ語, ラテン語, 古代ギリシャ語といった様々な言語が含まれていることが原因と推測される。そのため目次は文字認識の結果を目視で確認し, 手作業で修正を加えた。

例えば, 具体的には SIE という文字が 618 と誤って認識されるため, 618 を SIE に置換するプログラムを書いて対応するなど, 誤認識のパターンを把握して置換するプログラムを作成し, 省力化を図ったが, 最後は手と目で確認を行った。

目次の処理を半年かけて行ったあと, ようやく本文の画像ファイルの公開作業に取りかかった。25,000 の画像ファイルを公開するには 25,000 以上の文書ファイルや設定ファイルが必要になる。25,000 以上のファイルを手作業で作成することは現実的ではないため, ファイルを作成するプログラムを書いて機械的に作成した。個人が運用するウェブサイトでは文例集の画像データのような多数かつ大容量の画像ファイルを公開することが想定されていないため, 個人向けのブログ等での運用はほぼ不可能であった。解決策として, ウェブホスティング

サービスでサーバスペース（容量）を確保し、静的なウェブサイトとして閲覧可能にしたほか、誰でも編集提案が可能な GitHub 上でも公開している⁷。

3. 文例集デジタルデータの今後の展望

文例集は当初、当然ながら関口しかアクセスできなかった。昭和後期、文例集の原本と複製を大学に寄贈し、多くの人々がアクセスできるようになった。これを第一段階とする。

現在は、いずれかの大学に訪問して実際に見るしかなかった文例集をインターネットで公開し、全世界の人々がアクセスできるようになった。すなわち、さらに一段階進んで、第二段階にまで到達できたといえる。

しかし、まだまだ課題は残っている。現状は関口の文例集をそのまま公開しただけに過ぎない。実態は「実に混沌」たるままであり、本人以外にも扱いやすい状態にまでは至っていない。文例集を扱いやすくするためにはさらに一步二歩進める、いうなれば第三段階、第四段階への作業が必要である。

文例集は関口の考えをメモした、いわば未編集の生原稿である。後世の我々が扱う際には混沌から適宜抽出し、秩序を作り出すこと、すなわち編集作業が必要になる。編集方針は使用目的に応じて変わるため、多くの人が必要に応じた形で編集可能なプラットフォームの提供が望ましい。

筆者は編集の方法として、近年注目を集めているデジタル・ヒューマニティーズの手法を用いて、翻刻したデータに関連情報を入力し、必要な情報が取捨選択しやすいフォーマットにすることを考えている。デジタル・ヒューマニティーズとは、「文学的問題を情報学的手法を用いて解くことにより新しい知識や視点を得ることや、人文学的問題を契機として新たな情報学の分野を切りひらくことなどを目指す、情報学と人文学の融合分野」とされている⁸。この手法を用いれば、文章に様々な情報を付加してデータベース化することが可能になる。

⁷ <https://github.com/Daichi1983/sondern>（2024年11月15日取得）

⁸ <http://agora.ex.nii.ac.jp/~kitamoto/research/dh/>（2024年11月15日取得）

筆者は最終的には関口の文例集を機械的に読める形にしたいと考えている。そこに至るまでの大きな山場は、文例集の翻刻である。特に手書きの箇所は古い筆記体である Sütterlinschrift で書かれており、読み慣れていない者が解読するには骨が折れる。しかし、Transkribus というサイト⁹を使うと、AI が Sütterlinschrift の解読をしてくれることにより、大幅な時間短縮が可能になる。

ただし、多くの場合、日本語など他の言語が混ざっていることもあり、現段階



図 2. Transkribus による解読例

では全体を完璧に解読することはできないので、手作業で修正していく必要がある。手作業が入るため、ある程度の時間はかかるが、最初から手作業で翻刻していくよりは高速で作業を進めることができる。

AI による解読の精度は次ページの上のとおりである。これを下のように手直しする必要はあるが、一から手作業で解読することを考えると、大幅な時間の短縮が可能となる。

デジタル・ヒューマニティーズの手法を用いれば、AI を用いて解読した後に、数多くの言語の例が載っている関口の文例集にドイツ語やフランス語といった当該文章の言語の情報、文字の色の情報、NB と書かれた箇所のマーク（タグ）付け、引用先の情報の追記などができるようになる。

⁹ <https://www.transkribus.org/> (2024 年 11 月 15 日取得)

<p>3 Nichts als, kem. als . (7. (1.) Nichts ist in den erregten Zeiten gefährlicher, als wenn die Staatsgewalt den Störern der öffentlichen Ordnung Konzessionen macht.2) das deutsche Volk kann und wird sein inneres Gleichgewicht nicht eher finden als bis man ihm die volle Gleichberechtigung mit den andern Nationen dieser großen</p>
<p>[3] Nichts als, kein als 等 (…程…なものはない) (1) Nichts ist in den erregten Zeiten gefährlicher, als wenn die Staatsgewalt den Störern der öffentlichen Ordnung Konzessionen macht. (2) das deutsche Volk kann und wird sein inneres Gleichgewicht nicht eher finden als bis man ihm die volle Gleichberechtigung mit den andern Nationen dieser Erde zugesteht. (動詞ナリ) großen</p>

表1. Transkribus による翻刻の出力 (上) と手直し後 (下)

このようなデータベースの整備を第三段階の一つの形として提案したい。
第三段階のデータベースが実現した場合、具体的な成果として、以下のようなものが考えられる。

- 『冠詞』で論じられたテーマについてのさらなる深み
→例：対照言語学的な観点からの冠詞用法の違いの解明等
- 関口の句と文章の蒐集方針の解明
- 関口が執筆を計画していたとされる前置詞論、副詞論等への道すじ

文例集は、いわゆる関口文法やドイツ語研究のみならず、コセリウが評価した通り、言語学一般へ寄与する可能性がある貴重な資料である。それゆえ、扱いやすいプラットフォームを準備するのは文例集にアクセスすることができる我々の責務であると考えられる。

横田詩織

1. はじめに

本稿の目的は、関口存男（以下、関口と称する）による統合文法という考え方が、言語学における対照研究の新たな方法を拓く可能性を持っているという点を指摘するものである。まず1章で関口の統合文法について概観したうえで、2章では複数の意味を持つ形式が、関口による文例集ではどのようにまとめられているのかを示す。3章では、対照研究の具体的な例として、ドイツ語の *sich* + *lassen* と日本語の助動詞ラレルの対照可能性について検討する。4章で *sich* + *lassen* の派生的意味に目を向け、最後に5章で結論を示す。本稿では、複数の意味に解釈される形態について、言語間の同異に注目して記述を行うが、一つの意味形態がそれぞれの言語でどのように実現しているのかという点は本書掲載の出島論文において取り扱われている。

1. 1. 関口存男による統合文法という考え方

統合文法を一言で言うと、個別言語を超えて共通する「意味内容」と、その意味内容を表すための「意味形態¹」を出発点とするものである。

そも人生の諸局面には、たびたび『わたしはあの方を存じ上げております』という「意味」のことを云わなければならない事が起って来る。その時に、その「意味」を一足飛びに直ちに「言葉」にすることはできない。まず何等かの「考え方」をしなくてはならない。その考え方は日本人と西洋人とでは違う。西洋人は期せずして『私のかれの友たる光栄を有す』という考え方をする。この考え方が意味形態である。ところが、この意味形態は、なお詳しく云うと、二つの意味形態によって考えられる。それは『かれの友たること』の部分である。この部分と『光栄』という語をつなぐのに、二つの考え方（即ち意味形態）がある。それは換言的規定という形態と、具体化規定という形態とである。

（関口 1960: 28, ドイツ式クォーテーションを使用している箇所はカギ括弧に変更した）

上掲の引用において述べられているように、意味形態は個別言語によって異なったものとなりうる。ある意味内容を表すために、言語によって異なる手段が

¹ ただし、関口は「意味形態」という用語をいくつかの異なった意味に対して用いることがあった。上述の通り、本稿において「意味形態」と言う場合、普遍的な意味内容を言語記号でもって表すものを指す。

用いられるという点に関口は注目していた。長きに亘って関口が収集した文例集においても、そうした視点の片鱗が見受けられる。本稿は複数の意味を表す表現が文例集においてどのように扱われていたのかという疑問を出発点とし、意味内容から形式を見るという、関口の統合文法におけるやり方によって、新たな対照研究の可能性が開かれるということを主張する。

1. 2. 言語の対照研究の試み：日本語の受身とドイツ語の受動態

異なる言語において形式上類似する表現同士を対照する、旧来の対照言語学の試みは失敗に終わった。例えば(1)のような日本語の受身は、共に能動文における目的語を主語とするという性質から、他の言語における受動態と対照されてきた。

(1) 太郎は先生に叱られた。

Kaneko (1987)はドイツ語の受動態と日本語の受身の対照を行ったが、(2)のようにドイツ語で受動態として用いられうる動詞と日本語で受身として用いられうる動詞が対応する場合にのみ比較ができると指摘しており²、ドイツ語のいわゆる状態受動や *bekommen* 受動、日本語の間接受身のような場合については十分に検討されないままに留まっている。

(2) a. *Cäsar wurde von Brutus getötet.*

b. シーザーはブルータスに（よって）殺された。

(3) a. *Viele Partisanen wurden von ihrem Mann getötet.*

b. たくさんのパルチザンが彼女の夫に（よって）殺された。

(Kaneko 1987: 621, 日本語はローマ字表記だったものを改めた)

しかし日本語の受身と一括りに言っても、統語的側面から直接受身と間接受身（寺村 1982）という区別が為されたり³、意味的側面から受影受動と降格受

² Die Übersetzung vom Passiv ins Ukemi oder in umgekehrter Richtung ist, wie in Abschnitt 4 erwähnt, nur dann möglich, wenn ein deutsches passivfähiges Verb eine japanische ukemi-fähige Entsprechung hat. Gefordert ist also, daß erstens die gleiche Bedeutung mit einem Verb der beiden Sprachen ausgedrückt werden muß, und daß das Verb zweitens zu der syntaktischen Subklasse der ukemi- bzw. passivfähigen Verben gehören muß. (Kaneko 1987: 631)

³ 寺村 (1982)は日本語においてある文が受身と見なされるためには以下の条件を満たす必要があると指摘している。

- ・「XがYにV(ら)れる」という形式を持つ
- ・「YはVの動作, 変化, 出来事の主体」
- ・「XはYがVすることで影響を被るもの」

動（益岡 1982, 1991）という区別が為されたり⁴するように、当該表現が担うる範囲は広汎である。志波（2022）は益岡（1991）による意味的側面からの受身の分類をさらに細分化し、図1のように示している。

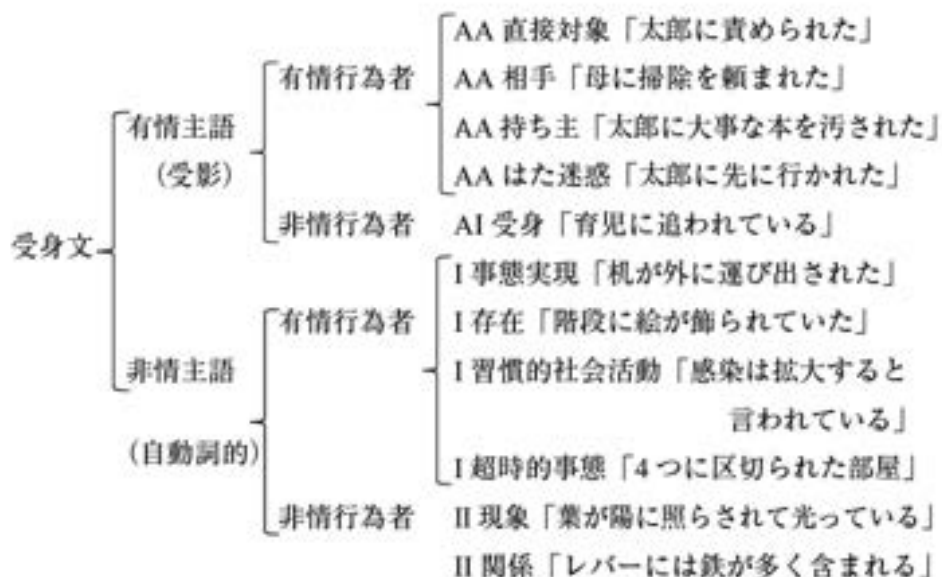


図1. 意味に基づく日本語受身文の区別 (志波 2022)

成田（2018）は日本語の受身には、主語の人物に対する心理的接近を伴い、他者からの影響を描くものと、そうした心理的接近は伴わず、中立的な立場から行為を描くものがあると述べ、ドイツ語の受動態と対応しうるのは後者のみであると指摘している。成田（2018）の指摘からも明らかであるように、日本語の受身が担う範囲全てが他の言語における受動態の担う範囲と対応している訳ではない。両者が対応するのは心理的接近を伴わない行為描写の場合である。

異なる言語において形態上類似する表現同士を対照するのみでは、二つ、あるいはそれ以上の表現において重複する範囲があくまで一部であるという点が考慮されないままである。加えて、（関口で言うところの）共通の意味内容を表すにもかかわらず、形態的には対応しない表現からは目が逸らされてしまう。言語の対照研究においては、意味から表現を、すなわち、意味内容から意味形態を見ろという統合文法の考えが有効であることを示す。

上掲の条件を満たす文のうち、対応する能動文が存在するものを「直接受身」、対応する能動文が存在しないものを「間接受身」と区別する。

⁴ 益岡（1982, 1991）はある名詞が出来事の結果として心理的、物理的影響を被ったことを表すものを「受影受動」、動作主を背景化することを動機とする受動文を「降格受動」として区別している。

2. 文例集における再帰表現の扱い

関口が収集した文例集では、一つの表現が対応する文法事項に分散するような形でまとめられている。再帰代名詞を伴う再帰構文を例にとると、その分布は表1のように示される。

	述語 (副)		自働と他働	否定	再帰				受働		助動詞 (各論)
	36-2B	36-3B			37-1B	40-B	41-1B	41-3B	41-4B	41-5R	
	(10)-3-4	(1)-1-1	(9)-1	(1)-1-11	(1)-1	(1)-1-6	(10)-2-6	(2)-0	☆(15)-1	(15)-2	☆(1)-1
		(1)-1-3	(10)-1-2	(1)-1-12	(2)-1	(1)-1-8	(10)-2-7	(2)-1		(15)-4	☆(1)-2
		(1)-1-11		(1)-1-13	(2)-2	(1)-1-9		(11)-1		(18)-1	☆(1)-40
		(1)-1-22		(1)-1-18	(4)-1	(1)-1-12					☆(2)-4
		(1)-1-23		(1)-1-23	(5)-1	(1)-1-13					☆(2)-5
再帰		(1)-1-30		(1)-1-26	☆(10)-1	(1)-1-14					☆(2)-6
自動 (自発)		(1)-1-31			☆(10)-2	(1)-1-25					
可能		(1)-3-32			(11)-1	(1)-1-32					
内在的再帰		(1)-3-34			(11)-2	(1)-3-38					
		(1)-3-35			(1)-5-67	(1)-3-46					
		(1)-3-36			(1)-5-70	(1)-3-47					
		(1)-3-37			(1)-5-73	(1)-4-51					
		(1)-3-38			(1)-6-86	(1)-4-52					
		(1)-3-40			(1)-6-94						
		(1)-4-43			(1)-7						
		(1)-4-44			(1)-10						
		(1)-4-45									
		(1)-5-52									

表 1. 文例集における再帰構文の分類⁵

表1の一番上に示された「述語」「自働と他働⁶」とは関口が割り当てた分類である。すなわち「自働と他働」の項であれば、自動詞あるいは他動詞が表す意味を担う形式が集められている。赤、青、緑、黄色の四色はそれぞれ、再帰構文が担う機能を示している。本稿では Steinbach (2002)による再帰構文の分類に基づいて再帰・自動詞的な解釈・可能・内在的再帰という名称を割り当てた。Steinbach (2002)による再帰構文の分類については次章で改めて取り上げるため、ここでは省略する。

- (4) a. *Gott hat den ersten Menschen aus dem Staube gemacht. Hätte er die Folgen vorausgesehen, dann hätte er sich wahrscheinlich selber aus dem Staube gemacht.*
 b. *Aber Mißbrauch, Irrtum hängt sich allem Menschlichen an.*
 c. *Das gegenwärtige Unglück trägt sich leicht.*⁷

⁵ 表の中で数字の前に星の記号 (☆) が付されたものは、lassen と再帰代名詞が共起する構文を指す。

⁶ 文例集では自動詞、他動詞によって表されるような意味に対し「自働」「他働」、受動態によって表される受動的な意味に対し「受働」という表記が宛てられていたため本稿でもそのままそれを用いている。

⁷ ただし、文例集において(4c)のような例は可能を表す表現としてではなく、受動的な意味を表す表現と見なされている。表1において右端の「助動詞 (各論)」という項目に可能の意味に対応する再帰構文の例が収められているが、関口はこうした例に対し「können の概

d. *Einen Teil der Schuld trägt wohl der Umstand, daß die neuere Philosophie zur positiven Religion meist in einem negierenden, mindestens in keinem klaren Verhältnis sich befand,*

(4)は文例集に収められていた例である。上から順に再帰・自動詞的な解釈・可能・内在的再帰に当たる。関口は再帰代名詞を伴うという形式の面から再帰構文の分類を行うのではなく、それぞれの例が表す意味に応じて分類を行っていたと言える。

3. 対照研究の具体例：ドイツ語の中間構文 *sich + lassen* と日本語の助動詞ラレル

先の章で触れたように、Steinbach (2002)は再帰代名詞を伴う再帰構文を(5)のように四種類に分類した。(5a)のように動詞の表す動作の対象が、主語に現れる人物と同一である場合を再帰、(5b)のように主語に対して動詞の表す動作が実現される可能性があることを表す場合を可能と称する。さらに(5c)のように他動詞が再帰代名詞を伴うことで表される動作がひとりでに生じるように表す場合を自動詞的、(5d)のように再帰代名詞を伴わずに使用することができない場合を内在的再帰と称する。

(5) a. *Herr Rossi rasiert sich*

b. *Das Buch liest sich leicht*

c. *Die Tür öffnet sich*

d. *Herr Rossi erkältet sich*

(Steinbach 2002: 3)

(6) *Das Buch lässt sich leicht lesen.*

加えて、ドイツ語の再帰構文の中には *lassen* と再帰代名詞から成る(6)のようなものがある。この表現は関口の文例集でもしばしば観察され、主に可能の意味を表す助動詞 *können* に対応するものと見なされていた(表1においても助動詞(各論)という項目下に当該表現が収められている)。

本章では、言語の対照研究の具体例として、ドイツ語の中間構文 *sich + lassen* と日本語の助動詞ラレルの事例を見る。両者は共に可能の意味を表すという点で対照されている。ただし、日本語のラレルは(7b-d)のように可能以外にも機能を持つ。

(7) a. ニンジン¹は生でも食べられる。(可能)

念を伴ふことあり」と指摘している点から、可能の意味が必ず伴われるわけではないと考えていたことが伺える。

- b. ここに来るとあの事件のことが思い出される。(自発)
- c. 太郎は先生に怒られた。(受身)
- d. 先生がテレビを観られる。(尊敬)

また、ドイツ語の *sich + lassen* に関しても、類似形式として(5b)のような単純再帰形による中間構文を持っており、(6)は(5b) *Das Buch liest sich leicht.* のように単純再帰形で言い換えることができる。以下では、3.1.と 3.2.において可能を表す表現としてドイツ語の *sich + lassen* と日本語の助動詞ラレルについて、それぞれの表現がどのような特徴を持っているのか概観する。3.3.では Oya (2019) の指摘に基づき、両者が対照可能であるのかという点について検討を行う。

3. 1. *sich + lassen* から成る中間構文について

前節で述べたように、*sich + lassen* から成る中間構文は、単純再帰形による中間構文で書き換え可能であるとされる。しかし、*sich + lassen* と単純再帰形による中間構文は完全に対応しているというわけではない。Pitteroff (2014)は両者の差異を表2のように示している。

	CMs	LMs
subject corresponds to internal argument	✓	✓
generic/dispositional interpretation	✓	✓
arbitrary agent	✓	✓
verb classes	restricted	less restricted
by-phrase	×	✓
manner modification	obligatory	optional
expletive in impersonal construction	obligatory	optional

表2. 単純再帰形による中間構文と *sich + lassen* から成る中間構文の差異
(Pitteroff 2014: 54⁸)

単純再帰形による中間構文も *sich + lassen* から成る中間構文も、Pitteroff (2014)による表2の上から三つ目までは共通している。すなわち、内項が主語に対応するという点、性質を表すモダリティの意味として当該表現が解釈されるという点、任意の動作主が想定されるという点である。両者の間に差異が生じるのは四つ目の項目以降である。以下では明確な差として指摘されている、前置詞句に

⁸ 表においてCMsと表記されているのが単純再帰形による中間構文 (caonical middle), LMsと表記されているのが *lassen* と再帰代名詞による中間構文 (*lassen middle*)である。

よる動作主の表示可否，副詞による修飾の有無について見る。

- (8) a. *Das Buch liest sich (*von kleinen Kindern) gut.*
b. *Das Buch lässt sich (von kleinen Kindern gut lesen.* (Pitteroff 2014: 46-47)

(8a)で示しているように，前置詞句による動作主の表示は単純再帰形による中間構文では許容されない。そのため(8a)で *von Kindern* のように *von* を伴う前置詞句を共起させると非文になる。それに対し，*sich + lassen* から成る(8b)では前置詞句による動作主の表示は許容されるため，表示してもしなくても構わない。

- (9) a. *Dieses Problem löst sich *(leicht).*
b. *Dieses Problem lässt sich (leicht) lösen.* (Pitteroff 2014: 49)

さらに単純再帰形による中間構文では，副詞の共起が必須とされているため(9a)のように副詞を伴わずに述べることは基本的には不可能である。述べられる事態に情報的な価値がある場合には副詞の共起がなくても許容される⁹という指摘があるものの，その場合には副詞の代わりとなるようなコンテキストが要求されるという点で制約があることには変わりはない。それに対し，*sich + lassen* では副詞の共起は必須ではない。以上の二点を考慮すると，そのため *sich + lassen* から成る中間構文と単純再帰形による中間構文は完全に対応しているとは言い難い。

3. 2. 日本語の助動詞ラレル

既に述べたように，日本語の助動詞ラレルは(7)で挙げたように可能以外に複数の解釈を持っている。川村 (2012)は，ラレルによる可能用法についてその特徴を以下のようにまとめている。

ラレルにおける可能用法の文法的特徴

- a. 動詞は意志的な行為動詞である
b. 自動詞・他動詞の制約はない (川村 2012: 198)

尾上 (1998)は「動作主がその行為をしようという意図を持った場合にその行為が実現するだけの許容性，萌芽がその状況の中に存在する」のが(7a)のような可能であると指摘している。すなわち，主語の持つ性質によって動詞の表す事態が

⁹ 熊谷 (1994)は英語の中間構文について「記述された特徴として，有意義なものを担っていれば，動詞だけでも十分であろうが，一般的な傾向として，修飾語句がないと非文になることが多い。」と指摘している。(熊谷 1994 : 92)

実現されうると言える。

(10)うちのおじいさんは歯が丈夫だから煎餅が食べられる。(尾上 1998: 93)

ただし、尾上(1998)は(7a)のようないわゆる状況可能のみならず(10)のような能力可能もラレルの表す可能の範疇に含まれることを指摘している。

3. 3. *sich + lassen* とラレルの対照可能性について

二つの構文は、いずれも主題を文法的主語とし、文法的主語として実現されるものの性質に基づく可能の意味を表すという点において共通している。

(11) a. *Dieser Pilz lässt sich essen.*

b. このキノコは食べられる

(11)はそれぞれ主語に現れている(11a) *Dieser Auto*, (11b)「このキノコ」の性質について述べているものである。(11a)の動詞である *essen* も(11b)の動詞である「食べる」も主語が行う動作について述べているわけではなく、それぞれの動作が実現される可能性を主語が持っていることを表している。しかし、当然ながら二つの表現は単純には対応しているわけではない。

(12) 太郎は先生に叱られた

(13) 太郎は花子におやつを食べられた

(12)(13)のように日本語の助動詞ラレルは受身の意味を担う場合がある。ドイツ語の *sich + lassen* についても、表す意味としては可能かつ受動的と捉えることができる¹⁰。1章で言及した Kaneko (1987)においても、日本語の受身のように受動的な意味を担う表現の一例として、*sich + lassen* が挙げられていた。しかし日本語のラレルが受身の意味のみを表すのに対し、ドイツ語の *sich + lassen* は受動的な意味のみを表さない(必ず可能の意味を伴う)といった差異により、両者の対応は見出されないままであった。

また、可能という意味に関しても、日本語のラレルは(14)のように主語に能力があることを示したり、(15)のように主語の性質に基づく可能性について述べたりすることができるため、後者の意味のみを表しうる *sich + lassen* とは完全には対応していない。

¹⁰ *sich + lassen* から成る中間構文に意味の上で対応する、単純再帰形による中間構文のことを関口は「可能」ではなく「受働」を表すものと見なしていた。

- (14) 花子は納豆を食べられる
(15) 納豆は加熱しても食べられる

Oya (2019) はこうした点を踏まえ、二つの構文の統語的特徴における共通点として、以下の二点を挙げた。すなわち、動作主を表示することが可能であり、且つ副詞の共起が任意的である。これらの条件を *sich + lassen* が満たすという点については、3.1.で単純再帰形による中間構文との差異について言及した際に説明した。日本語のラレルのうち、性質に基づく可能を表すもの¹¹も同様にこれらの条件を満たす。

- (16) このキノコは (猿には) 食べられる
(17) 納豆は加熱しても (美味しく) 食べられる

(16)において「食べる」という行為を実行する動作主は主語である「このキノコ」が食用可能であるという性質について述べる際に必須の要素ではない。(17)の主語である「納豆」の性質について述べる際にもそれが「美味しく」かどうかはあくまで任意的な要素であり、成立において必須の要素ではない。

- (18) a. このキノコは食べられる。(中右 1991:62)
b. *Dieser Pilz isst sich. (Pitterroff 2014:191)
c. Diese Wurzel lässt sich essen. (Pitterroff 2014: 211)

主語として実現されているモノが食用可能であるかという点に関し、(18a)(18c)では副詞による修飾はあくまで任意的なものであるが、単純再帰形による中間構文の(18b)は副詞による修飾を必要とし、それを欠いている状態では許容されない。このようにそれぞれの表現が受ける制約の少なさという点から、*sich + lassen* から成る中間構文とラレルは対応表現と見なされている。

単純再帰形による中間構文と比較したとき、*sich + lassen* から成る中間構文はより可能の意味に傾いた表現であると言える。前者が可能の意味のほかにも再帰、自動詞的解釈、内在的再帰などを表したのに対し、後者は大抵の場合可能の意味を表す¹²。複数の意味を担う表現から、そのうち一つの意味に特化する表現が生

¹¹ (14) 花子は納豆を食べられる

(14)のように主語の能力を表すラレルの場合には動作主の表示は必須となり、これを欠くと主語の能力を表す表現としては成立しなくなる。

¹² コーパスで収集した再帰構文 200 例 (*sich + lassen* は除く)のうち、可能の意味で解釈されうるものは 1 例も見受けられなかった。実際の言語使用において、単純再帰形による再帰構文が表していた可能の意味は、より制約の少ない *sich + lassen* に引き継がれているのではないかということが想定される。

じる現象は、日本語においてもいわゆるラ抜き言葉や可能動詞という点で観察される。

- (19) 来週末草津温泉へ行くのですが、この周辺で美味しいお蕎麦を**食べれる**ところご存じないでしょうか？（Yahoo!知恵袋）
- (20) すぐ近くで溶岩溜りも**見れる**し、霧が晴れれば側火口の小噴火も見られるから」と達者な英語で言った。（吉本光郎『火山島に行く』）

金水 (2003)は(19)(20) のようなラ抜き言葉は可能動詞と一体になって可能の意味を表わす文法的な形式であると指摘しており、ラ抜き言葉は助動詞ラレルが担う複数の意味のうち、可能の意味のみを引き受けたものと考えられるだろう。

ただし、*sich + lassen* については必ずしも常に可能の意味のみと結びつくわけではない。詳しくは次章で扱うが、可能の意味から離れているような場合も少数ながら見受けられる。Oya (2019)は以下の指摘でもって、ドイツ語の *sich + lassen* も日本語のラレルも中間構文が表すような性質的可能を担う専用形式ではないことを示している。

Im weiteren Verlauf ließ sich feststellen, dass es auch im Japanischen keine Mittelkonstruktion per se gibt. Eine japanische Mittelkonstruktion entsteht, indem einem Satz mit Potentialsuffix (*rar*)e oder mit Potentialverb *dekiru* „können“ eine dispositionelle Lesart zugewiesen wird.

(Oya 2019: 38)

二つの表現は性質に基づく可能を表すのみならず、それ以外の機能も有している。図2に示すように、*sich + lassen* とラレルの統語的特徴である「動作主が共起可能」「副詞の共起が任意的」という二点が重なることによって、こうした機能的類似性が観察される。

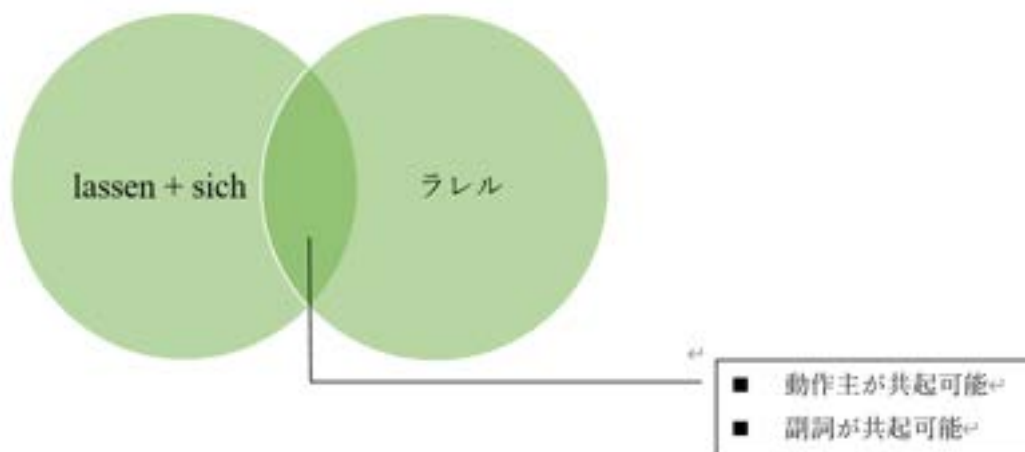


図 2. ラレルと *sich + lassen* の対照可能範囲

図 2 において二つの円がそれぞれ重ならない範囲は、ラレルの場合には主語の能力による可能、あるいは可能以外の受身や自発といった意味を表すものである。ゆえに *sich + lassen* とは対応せず、対照することも不可能となる。ドイツ語の *sich + lassen* に関して、ラレルほど明確ではないものの、性質に基づく可能とは少しばかり異なる意味を表す例が見受けられる。次章ではそうした例について観察を行う。

4. 可能とは異なる意味を担う *sich + lassen*

前章で言及したように、*sich + lassen* から成る中間構文は単純再帰形による中間構文に比べて可能の意味に偏っているが、中にはそこから外れる意味を表すものも見受けられる。

- (21) *Der Braten läßt sich essen!*
- (22) *Das Bier läßt sich trinken!*
- (23) *Die Stimme läßt sich hören!* (Matzke 1980:30)

(21) ~ (23)はいずれも、主語として実現されているモノの性質に基づく可能を表しているわけではない。食べ物である *Der Braten* はわざわざ述べるまでもなく食用可能であり、飲料である *Das Bier* も当然飲用可能である。いずれの例についてもその実現可能性についてわざわざ述べることによる情報的価値はない。(21) ~ (23)はいずれも可能ではなく、「美味しい」や「(聞いていて) 耳に心地良い」というような評価を表すものと見なされる。Matzke (1980)はこうした *sich + lassen* について、主語として実現されるモノの肯定的性質の強調が発端となると指摘している。

Die Beschaffenheit der Subjektgröße erscheint so stark akzentuiert, daß die Vorstellung an die Möglichkeit des im Infinitiv bezeichneten Geschehens in den Hintergrund rückt und Anerkennung eines positiven Merkmals der Subjektgröße dient. (Matzke 1980: 30)

あるいは Matzke (1980)の指摘とは異なるが、*sich + lassen* という表現の中心はあくまで主語として実現されるモノの性質を述べる点にあると仮定すれば、*Das Buch lässt sich leicht lesen.*のような可能の解釈も(21) ~ (23)のような評価の解釈も、性質を述べるという点から派生して生じているのではないかということが考えられる。共通の基盤から複数の解釈が出るという点に関連し、尾上 (1998)は日本語のラレルを出来文¹³と見なし、当該表現の担う複数の意味は出来文という基盤から生じるものであると考えている。

5. 結論

言語の対照研究においては、共通する意味内容から個別言語の形態を照らす、関口の統合文法における考え方が肝要となる。

「意味」を一足飛びに直ちに「言葉」にすることはできない。まず何等かの「考え方」をしなくてはならない。その考え方は日本人と西洋人とでは違う。西洋人は期せずして『私のかれの友たる光栄を有す』という考え方をする。この考え方が意味形態である。(関口 1960: 28)

本稿では Oya (2019)における *sich + lassen* とラレルの対照研究に基づき、その手法は関口の統合文法的アプローチに通ずるものであるという点を示した。Oya (2019)によれば、ドイツ語でも日本語でも中間構文専用に割り当てられた手段はなく、*sich + lassen* とラレルはあくまでその機能の一つとして、中間構文が表すような性質に基づく可能性という意味を表す。両者において観察される機能的な類似は、関口における意味内容と見なしうる。共通する意味内容、あるいは機能を出発点とし、単純には対応していない構文を対照している点において、Oya (2019)の研究手法は関口の統合文法的なアプローチと類似している。

同一の形式が様々な文法事項と関連してまとめられている関口文例集を見ることは、関口の見ていた「意味形態」を迫体験するという意味で意義のあるものである。文例集においては、Oya (2019)が指摘したような *sich + lassen* とラレルの対照の可能性については示されていない。関口の文例集は相当な量を擁しているため、本書掲載の内堀論文で示される文例集のための検索システムの整備

¹³ ある事態を述べる際、個体の動作や変化としてではなく、事態全体として発生したものと表す文のことを出来文と称している。

は、対照研究にとっても非常に有意義であると言えるだろう。

参考文献

- 庵功雄（編），志波彩子／村上佳恵ほか（著）（2022）：日本語受身文の新しい捉え方. 東京：くろしお出版.
- Kaneko, Tohru (1987): *Passiv versus Ukemi. Deutsch und Japanisch im Kontrast Bd.4.* 589-636. Heidelberg: J.Groos.
- 川村大（2012）：ラル形述語文の研究. 東京：くろしお出版.
- 川村大（2018）：第4章 受身・自発・可能・尊敬 —動詞ラレル形の世界—. 尾上圭介（編），北原保雄（監）『文法II 新装版(朝倉日本語講座6)』105-126. 朝倉書店.
- 金水敏（2003）：ラ抜き言葉の歴史的研究. 『言語』32(4). 56-62.
- 熊谷滋子（1994）：中間構文における動作主のゆくえ. 人文論集 44(2). 85-101. 静岡大学人文学部.
- 益岡隆志（1982）：日本語受動文の意味分析. 言語研究 82. 48-64.
- 益岡隆志（1991）：受動表現と主観性. 仁田義雄（編）日本語のヴォイスと他動性. 105-121. 東京：くろしお出版.
- Matzke, Brigitte (1980): *Einige Bemerkungen zur Interpretation der Fügung „lassen + sich+ Infinitiv“ als Passivsynonym.* In: *Deutsch als Fremdsprache* 17. 28-31.
- 中右実（1991）：中間態と自発態. 日本語学 10. 52-64.
- 成田節（2018）：ドイツ語の受動文—日本語の「受身」とどう違うか—. エネルゲイア (43). 19-40.
- 尾上圭介（1998）：文法を考える 出来文（1）. 日本語学 17(7), 76-83.
- 尾上圭介（1998）：文法を考える 出来文（2）. 日本語学. 17(10). 90-97.
- 尾上圭介（2003）：ラレル文の多義性と主語. 言語. 32(4). 34-41.
- Oya, Toshiaki (2019): *Zum Vergleich der deutschen und japanischen Mittelkonstruktion.* In: *Neue Beiträge zur Germanistik* 159. 23-41.
- Pitteroff, Marcel (2014): *Non-canonical lassen middles.* Ph. D. dissertation, University of Stuttgart.
- 関口存男（1960）：冠詞：意味形態的背景より見たるドイツ語冠詞の研究. 第1巻（定冠詞篇）. 東京：三修社.
- Steinbach, Markus (2002): *Middle Voice: A comparative study in the syntax-semantics interface of German.* Amsterdam: John Benjamins.
- 寺村秀夫（1982）：日本語のシンタクスと意味. 東京：くろしお出版.

関口存男の「単回遂行相動作」の記述概念：
関口存男の「統合文法」の精神に基づく言語記述をめぐって

出島 恒太郎

1. 導入

本稿は、関口の文法観を特徴づける自身の用語に「統合文法」の精神が、個々の記述概念（単回遂行相動作など）のみならず関口の文例集においても通底していることを指摘する。ただし、関口用語は関口文法入門者にとって理解が容易でないだけでなく、また関口文法に通じる研究者間でも異なって用いられることがある。この用語的な不統一の一因は関口自身の不統一（に少なくとも見えるよう）な用語使用や関口の言語観の矛盾あるいは変遷に起因している¹。従って、用語上の問題は極力回避するべく、比較的立場が明確に現れる「統合文法」の概念が意味するところを、本論集所載の佐藤の定義に倣い、これに依拠して関口の文法記述を、ひいては文法観を考察していく。

「ドイツの中国語学者であり、一般言語学者である Georg von der Gabelentz (1840-1893) は、文法研究に「分析システム (das analytische System)」と「統合システム (das synthetische System)」という二つの方向を区別した。「分析システム」は、「与えられた形態の意味内容」を探る。それに対して「統合システム」は、「思考内容を言語的に表現するためにどういう形態が存在するか？」と問う。関口文法の「文を作る」立場は、Gabelentz の「統合システム」に相当する。」(佐藤 2025: 3)

この定義に見られるように、「統合 synthetisch」は「分析 analytisch」に対して用いられている。そしてここで最も重要なのは、当時の言語学そしてドイツ語学に広がっていた時代の潮流である、関口が分析的言語研究に対して一定の距離をとっていることが見られる点だ²。このような関口の思想や言語観が強く表れ

¹ 例えば、関口は読むこと（文化語学）こそが言語の最終的な目標であり、実用語学に対して上位に位置づけることもあれば、文を作るための文法こそが真の文法であるとする「話（わ）の文法」の優位さを強調することもあった。

² ただし、関口の文法観には分析と統合の絶妙なバランスを模索しているあるいは言語研究に対する（純粋な）分析的性格に対して批判的な姿勢を見せつつも、「合成性の原理」に立脚する計算主義のような主張も散見される。従って Ikegami (2009) において指摘された関口文法と認知言語学との間に見られる共通点は、実は議論の出発点か終着点において異なっている可能性が高い。それ故に関口の「統合的文法」観を、構文文法などのアプローチが

ているといえる、実例からの引用の徹底からも見て取られるように、関口の文法感強く「機能主義」的である。

佐藤 (2013) で「話 (わ) の文法」が関口の文法観の根底にあることが述べられているように、単語 (正確には形態素) をボトムアップ的に組み上げていくのではなく、文ひいては文と文 (テキスト Text) の関係、すなわち発話の意図に基づく意味がどのような様相を呈しているのかという所に関口の関心はあると言える。この方向性は反対のトップダウンとすることができるだろう。

単回遂行相動作の概念も同様にこのような、本質的にはテキスト、人間の言語活動の総体の一部としての<機能>を記述するために構想されている。純粹な意味論的 (命題的) 記述概念とは一線を画する (概念として独自性については第二・三節で詳しく論じ、第四節で例示を行う)。

本稿では、関口が導入した「単回遂行相動作」という概念を例に、この概念が機能主義的なアプローチとして捉えられること、そしてそれは「話 (わ) の文法」 (佐藤 2013) として意図された記述概念であることを論証していく。本稿は次のような構成をとる。第 2 節ではまず単回遂行相動作がどのような必要性に伴い考案された概念であるのかを詳細に検討する。第 3 節では一般言語学における類似概念との異同を見てゆく。第 4 節では統合文法がこの記述概念にどのように反映されているのかということをもとめとして提示した。

2. 単回遂行相動作

「単回遂行相動作」は関口存男の三巻からなる『冠詞』の第二巻『不定冠詞編』において初めて用いられた記述概念である。これは、『定冠詞編』、『無冠詞編』のいずれにおいても用いられない。

関口の文例集において単回遂行相動作の構想の断片が見て取られる。単回遂行相動作とそれに関連する概念が文例集においてどのように分布していたのかを示すのが次の表である。

主張する形と意味の対 (a form-meaning pairing) と見なすような言語観と同一視することはできない。ただし、全体的な印象として関口の言語に対する取り組みは明らかに「用法基盤アプローチ」と類似しており、親和性と考えられる。

	einmal	単回遂行相動作, 一回遂行			punktuel l(-haft)	数詞的 ein
文法項目	21. eben, einmal, erst, gar, immer, ja, je					
下位番号	2B	2B				
出現箇所	(1)-2~13, 19~21, 25~28, (2)~(13)	(1)				
文法項目	30. 数詞	53. Aktionsart				
下位番号	11B	5B	8R	15B	5B	
出現箇所	(11)-1	(13)-1	(3)-1	(0)-1	(1)-1	
文法項目	10. 不定冠詞 Unbestimmter Artikel					
下位番号	16B					16B
出現箇所	(1)-1,2					(2)-1
	(3)-1					

表 1：文例集における単回遂行相動作と関連概念の分布

単回遂行相動作における中心的概念, 類似概念はすでに文例集中に散見される。'punktuell' (点的あるいは瞬時的) (53-5B(1)-1), 副詞の *einmal* の機能において「一回的遂行」(21-2B(1), 53-5B(13)-1) などの原案概念によるラベリングなども見られる。文例集において数詞的 *ein* としてまとめられた一連の用例 (10-16B(2)-1) は後に『不定冠詞編』において単回遂行相動作の一種としてまとめられている。

関口のその他の研究対象と比較すると, 文例集内における「単回遂行相動作」という用語の使用頻度と全体の比率はかなり小さい (本論集田中・中村論文; 同横田論文参照)。『不定冠詞編』の第二章 (S.33-50) および 82 ページからなる第三章の内のほとんどの内容は書籍の執筆時に構想されたと推測する。

『不定冠詞』と名の冠した書物に単回遂行相動作という呼称が用いられることは, この概念が名詞範疇に属するものであるということを考慮すると奇妙に聞こえるかもしれない。しかしこれは不定冠詞 (*ein*) の一という本来の意味が, 動作と関連する言語学範疇のアスペクトと不可分であることに関係し, いわば名詞句によってアスペクトが表現されることをテーマにしているのが『不定冠詞』の第三章「単回遂行相動作と独逸語」の本筋である³。第一章「不定冠詞概

³ ただし不定冠詞による単回遂行相動作の実現は言語手段の内の一に過ぎない。

論」に続いて、第二章「数詞 ein と不定冠詞 ein」では不定冠詞の起源である数詞の ein と不定冠詞の関係について論じられており、この（通時的な）意味の関係は書籍全体を通じて繰り返される⁴。

2.1 「単回遂行相動作」の定義

関口は言語現象を前もって定義することに躊躇いつつも⁵、単回遂行相動作を次のように定義をする：

「すべての精神現象がそうであるごとく、意味形態は大抵の場合,,定義“というものを下すことは非常に困難で、高々,,形容“を許すにすぎないが、こんどはその例を破って,,定義“から出立しよう。[...] 単回遂行相動作とは、多少にかかわらず迅速に展開する一回きりの劇的,,三相経過“である。」（関口 1961: 81）

この定義からは一般言語学におけるさまざまなアスペクト概念（*accomplishment, achievement, semelfactive*）との類似性が伺えるが、この点については第 3 節で扱う。これらの概念と強く関連するのは、1. 「開始」、「遂行」、「終了」の三相から成り立つ「三相経過」（関口 1961: 82）、2. （多少にかかわらない）「迅速」な展開、3. 「一回」性の特徴であるといえる。また定義上は明記されていないが、4. 結果状態を引き起こさないということも付け加えられる。

次の図は上記の特徴を表している。中段は出来事の推移を表し、上段に位置する「達意眼目」、すなわち発話者によって置かれる出来事の推移における主眼の位置との関係が表されており、下段の「表現手段」は言語形式に当たる。



図 1（関口 1961: 85）

⁴ 以降の『不定冠詞編』の章立て：四章「紹介導入の不定冠詞」五章「述語と不定冠詞」六章「評辞」七章「不定冠詞の質の含み」八章「外的形容詞を含みとする不定冠詞」九章「内的形容詞を含みとする不定冠詞」十章「不定冠詞の仮構性の含み」。

⁵ 関口は、言語現象に先立って定義から始めることは忌避すべきことだと考えている。用例主義の立場をとる関口は、事前に設定された概念を用いて言語現象に接することに対して懐疑的である。不定冠詞の用法や接続法に〈ある用法〉が存在するという社会規範的な側面よりも、人一般が外界に対して持つ目的や動機の必要性の側面を重視し、言語はその機能を実現するための手段と考える。

単回遂行相動作は「意味形態」として考案されている。ここで意味形態は話者が客観的、純粋な意味に捉え方を付与した意味と理解される。意味形態は言語普遍的に表現されうる⁶。したがってドイツ語以外の言語においても単回遂行相動作は実現される。またドイツ語において不定冠詞 *ein* が唯一の表現形式というわけではなく、様々な実現形が存在する⁷（取り消し線はドイツ語以外の言語によって実現されるものを示す）：

単回遂行相の表現形式（関口 1961）

1. 動詞そのものの語形変化（ロシア語の不／完了体）
2. 時称（古典ギリシア語のアオリスト）
3. 状態相による間接表現（例：Er ist tot.）
4. 数詞 *ein*, 不定冠詞 *ein*（例：Nur einen Schritt, so bist du frei.）
5. (ein)mal（例：Aus Gewohnheit sagt sie zu allem Neuen erst einmal Nein.）
6. *eins*, *einen*, *eine*（例：Paulchen trinkt gern einen.）
7. 擬音的副詞（例：Das Wasser klatschte ihm ins Gesicht.）
8. 前綴りの機能（例：ab-, herunter, ...）

単回遂行相動作という記述概念の設定は、一般言語学における類似概念の存在からも普遍性を示すという点で有用性は保証されるように思われるが、関口は単文の意味だけではなく、複数の文の意味の関係、すなわち談話論も考慮しているが、その点において似て非なる概念であると言える。

上記の関口の単回遂行相動作の定義に加えて、主要な文法的な特徴を現代言語学の用語に即すと、以下の様にまとめ直すことができる。

意味論的特徴

⁶ 佐藤（1985: 78）は意味形態に関して次のように述べている。

「意味形態文法の、「人間の語感」・「話すという行為」の総体を研究対象としようとする意図はしかし言語現象が示す諸レベルを混同する形で実現され、その記述は深い洞察を数多く含みながらも直観的な性格に終始する。ここに言語の「普遍的」・「個別言語的」・「具体的」という諸レベルを明確に区別し、各レベル間の混同を避けて、常にその妥当性の点検可能な客観的方法で言語現象を記述しようとする近代言語学との差、及び近代言語学側からの意味形態文法に対する非難が存する。[...]、意味形態文法に認められる諸レベルの混合はこの文法が本来「総合的 (synthetisch)」な文法であるという事実と深く関連している。話者の観点に立つ「総合文法」は表現されるべき「意味内容」に対応する表現形態を、言語の全てのレベルに於いて求めるという使命を持つのである。」

意味形態の関口による定義は本論集の横田論文も参照されたい。

⁷ この図式化によって出来事における達意眼目と表現手段の間のズレを捉えることができる。例えば、Er ist tot のような継続的な出来事を表す形式で単回遂行相動作を表すような例は、そのようなズレを捉えている。

- 単回的（≒ 完結的 telisch）
- 迅速（瞬時的 punktuell）
- 三相から成り立つ（開始・遂行・終了）

談話論（語用論）的特徴

- 劇的 (dramatisch)

→（談話において）「局面転換」を引き起こす機能。

このように関口の文法ラベルには単文の意味に基づいた特徴づけのみならず、談話論的な情報構造や文体論的な要素も含まれている。

2.2 「単回遂行相動作」に伴う関口の問題意識

関口は言語において動詞が他のいかなる語類、名詞にも優先する語類であると考えている。動詞以外の語類はこの「事」を構築するために存在する要素であるということになる。このような言語観に基づくとき、不定冠詞（とそれに伴う動作名詞）も例外に漏れず、事を構築する要素の一部ということになる。単回遂行相動作は出来事が構築された結果どのような話者の達意眼目から提示されているのかということによって特徴づけられる。

すでに述べたように関口は、不定冠詞の *ein* は歴史的起源の数詞の *eins* と密接であることから、数詞と不定冠詞用法の移行領域に注目する。このことは『不定冠詞編』の章立てからも見て取られる。この移行領域をさらに特徴づけるのが動作名詞 (*Blick* や *Schritt*) と *ein* が組み合わせられる用法であると次のように述べる：

「数詞でもあり不定冠詞でもある *ein* の用法の内、最も重要なのは、例えば, *einen Blick hinwerfen* (一目のぞく), *einen Schritt weiter gehen* (一步を進める)[...] など、動詞と密接に関係のある *ein* の用法である。」(関口 1961:33)

ここで関口にとって言語における「物」と「事」の、(品詞としては)名詞と動詞の、関係が重要である。「事」を表すことこそが言語の目的であると考えするため、「事」を表す動詞が名詞として用いられている動(作)名詞は、典型的に物を数えるために用いられると考えられる *ein* が物体名詞と組み合わせられるの(名詞領域)とは異なり、動詞領域(アスペクト)が関連してくるということになる。そして関口は不定冠詞の本質の追求のために、やや回り道的に、「事型名詞」を扱うと以下の様に述べる：

「動作名詞, *nomen actionis* (広くは „事” 型名詞) は到る所において特殊な文法を要求する。[...] 此の一章は、冠詞の研究という一般框から考えると、すこぶる縁の薄い離れ小島のような感じを与えるかもしれないが、それは専ら動作名詞というものを特に重要視する意味形態論の要請から来ており、重要な問

題の場合には、普通ならば間接にしか関係のない問題が最も直接に関係があるのだという点を考えていきたいと思う。」(関口 1961: 81)

ドイツ語の文法研究史から大局的に俯瞰したときに、不定冠詞(名詞領域)を論じるという目的に際し、動詞領域(アスペクト)が関連するという問題意識をすでに持っていた関口は、不定冠詞(名詞量化)とアスペクトの関係という現代ドイツ言語学における大きなトピック (Leiss 2000 など) を先取りしていたと言えるだろう⁸ (Tanaka 2013 参照)。

3. 「単回遂行相動作」と一般言語学におけるアスペクト概念の比較

単回遂行相動作は簡単にまとめると一回的で瞬時的な動作を表す概念である。この特徴だけを念頭に置くと、さまざまな一般言語学のアスペクト概念が思い浮かぶ。しかしそのような一般言語学概念と単回遂行相動作は単純に置き換えることはできない。

例えば Vendler (1957) における 4 種類の時間スキーマの中で完結的な動作を表す達成 (Accomplishment) と到達 (Achievement) が比較可能な概念であろう。

時間スキーマ	静的	継続的	完結的	例
活動	-	+	-	laufen; Bücher lesen
状態	+	+	-	liegen
到達	-	-	+	den Gipfel erreichen
達成	-	+	+	ein Haus bauen

表 2 : 時間スキーマと意味素性 (vgl. Heinold 2015)

しかし完結性には、有界的 (bounded) という意味で用いられる場合と結果状態の有無という意味で用いられる場合がある。一方で単回遂行相動作は他動詞構文であっても結果状態とは関連しない用例が多い (1)。また、同族目的語などの存在物として地位が比較的低い目的語が出現する点においても異なる。下記 (2) の例において ein Wörtchen mitreden は事象構造における動詞の表す動作と目的語との境界が不明瞭である。いわば名詞目的語と動詞が重なり合っ一つの出来事を形成していると言えるだろう。

Nehmen Sie doch ein Schlückchen, sie werden es brauchen. Es tut Ihnen wohl.

Da darf ich auch ein Wörtchen mitreden.

(関口文例集 10-16B(2)-1)

⁸ この発想の丁度対になる、Rijkhoff(1991)の名詞の<見え(アスペクト)>に関するの研究も参照されたい。

Comrie (1976) そして Smith (1991) において Vendler の分類に加えられる時間スキーマ (あるいは Situation type) に Semelfactive がある。Comrie (1976) と Smith (1991) はそれぞれ次のような定義を与えている。

“the terms ‘semelfactive’ [to] refer to a situation that takes place once and once only (e.g. one single cough)” (Comrie 1976: 42)

“Instantaneous, atelic events such as [knock], [cough], belong to the category of Semelfactive.” (Smith 1991: 55)

Semelfactive は瞬時的で、一回きりの出来事を表すという点で共通している。Smith (1991) の定義上は 非完結性 (atelicity) を含みこんでいるが、ここでは結果状態の有無が問題になっており、semelfactive は残存する結果を引き起こさない種類の動詞である。Heinold (2015) はドイツ語の時間スキーマに semelfactive を含めて下記のような素性を与えた。表としてまとめると次のようになる。

時間スキーマ	完結性	継続性	完結性
Semelfaktiv	-	-	-

表 3 : Semelfaktiv の意味素性 (vgl. Heinold 2015: 49)

さらに、瞬時的行為と同種の概念には Talmy (1985; 2000) の一方向やり直し可能 (one-way-resettable) な出来事 (b) や循環 (full-cycle) 出来事 (c) などが挙げられる。

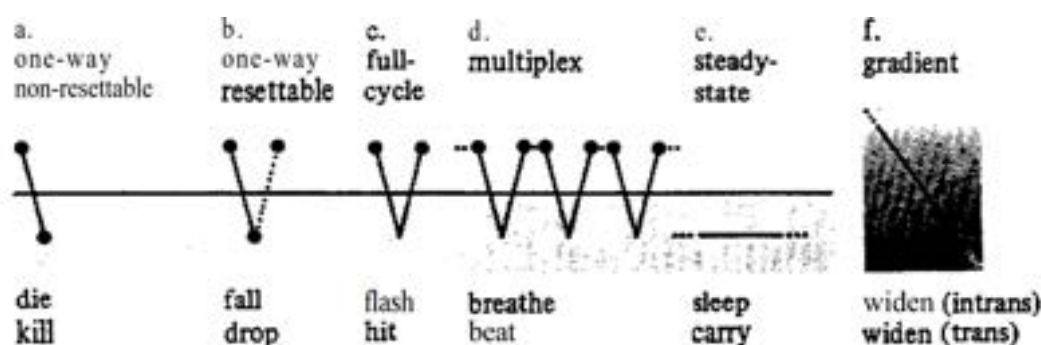


図 2 語彙的動詞のアスペクトの意味 (Talmy 1985: 77)

また Croft (2009) は循環到達 (cyclic achievement) と Talmy (1985) と同種の用

例を捉え直し、図示化している。いずれの図においても結果状態を含まないということが分かる。

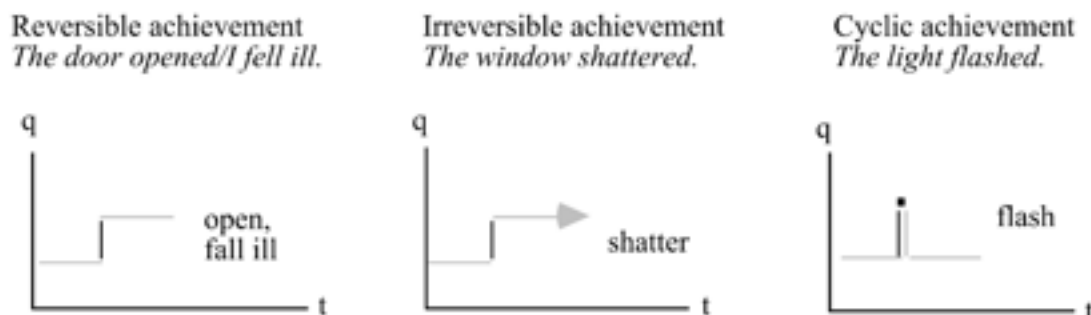


図 3 (Croft 2008: 149)

これまで見てきたように、一般言語学あるいは言語類型論の取り組みにおいて、動詞の表す出来事の種類に関して関口と類似しているが、細かい規定において異なる分類を見てきた。例えば単回遂行相動作の迅速性（瞬時性）を任意の意味特徴として緩く定義している点などが挙げられる。回数副詞の *einmal* は単回遂行相動作の実現形の一つであるが、ここには瞬時性が伴わないこともある。だが、大枠として一般言語学における同種の客観的な出来事の種類方法は関口の概念設定の必要性を支持するだろう。

しかし、関口のように談話的な性質（劇的性）について規定を行っている研究はない。ここに記述概念の設定の動機の大きな違いがみられる。関口の概念設定の根源には「瞬時的で、一回的な出来事が言語化されることにはどのような動機があるのか」という疑問があるのである。これは関口の「話（わ）の文法」という言語観が前面に出ている部分である（佐藤 2013 参照）。

もっとも関口自身が具体的なテキストの例を挙げて、単回遂行相動作のテキスト機能を例示している箇所はない⁹。この関口の直感を下支えする根拠には、不定冠詞の含みの内の一つである質の含みが、「それはいったいどのような」という疑問を生じさせるという関口の説明にあると考える。*Ich habe ihm einen Fußtritt versetzt.* と不定冠詞を用いて（単回遂行相動作の）文が作られた際に、「それはいったいどんな *Fußtritt* なのか」という種の疑問が生じる。これが単回遂行相動作が『不定冠詞編』において取りあげられ、同時にテキスト機能も担っていると考えられる理由だと思われる。

⁹ この点については、おそらく単回遂行相動作の着想元である日本語についてかろうじて言及している程度である。

4. 統合文法 of 精神と言語記述

ここまでで示してきたように、関口の言語記述には、冒頭で触れた「統合文法」の精神が強く打ち出されていることが分かる。単回遂行相動作の定義が談話レベルを含んでいるということからも、トップダウン的な規則に基づく文の生産ではなく、話者の意図するところから生じた、ボトムアップ的なものとして文の生産を捉えている。このような人の活動をも視野に入れた談話論概念も含む単回遂行相動作は、その意味で人間の認知活動として言語を記述した認知言語学の研究分野と同じ方向性を持っているといえるだろう。

今後の研究の展望としては、単回遂行相動作の談話機能に関する関口の直感を、実際の用例調査を行うことによって、文例集および関口の直感的示唆を確認していく必要がある（文例集のデータベース化もこれに大きく寄与するだろう）。不定冠詞や *mal* などを中心に論じられてきた単回遂行相動作の実現形式以外にも、擬音的副詞や不変化詞動詞などによる単回遂行相動作の実現など、いまだに多くの研究領域が残されている。

5. まとめ

本稿の論旨は以下の様にまとめられる。

- 関口存男の文例集において、文例の収集段階では、単回遂行相動作の概念はまだ発展途上であり、明確に現れている場所は少ない。関連する言語表現が文例集内に散見されることから、単回遂行相動作という概念は、『冠詞：不定冠詞編』の執筆にあたってはじめてまとめ上げられた記述概念であると考えられる。このことを裏付けるためには、文例集のデータベース化を進め、文例集全体を見直すことが必要である。
- 一般言語学的なアスペクト意味記述とは種類を異にし、関口存男の統合的文法観によって、人間・言語活動にとって重要な意味形態（「単回遂行相動作」）を表す複数の形式が機能を中心にまとめ上げられている。これは佐藤 (2013) が論じるところの「話（わ）の文法」の概念が説明していることであると言えよう。

参考文献

- Comrie, Bernerd (1976): *Aspect*. Cambridge University Press.
- Croft, William (2008): *Aspectual and causal structure in event representations*. In: Virginia Gathercole (hrsg.) *Routes to language development: In honor of Melissa Bowerman*. S.139–66.
- Heinold, Simon (2015): *Tempus, Modus und Aspekt im Deutschen*. Narr Francke Attempto Verlag.
- Leiss, Elisabeth (2000): *Artikel und Aspekt: die grammatischen Muster von Definitheit*. De Gruyter.

- Rijkhoff, Jan (1991): Nominal Aspect. In: *Journal of Semantics* 8, S. 291-309.
- 関口存男 (1961) 『冠詞：不定冠詞編』三修社.
- 佐藤清昭 (1985) 「関口存男と意味内容の一元論的区別」. 『アスペクト』立教大学ドイツ文学科論集 19 号, 77~94.
- 佐藤清昭 (2013) 「<話 (わ) の文法>としての関口文法：冠詞における記述を中心に」. 『ドイツ語学研究』12 巻, 冠詞研究会, 3~20.
- Smith, Carlota S. (1991): *The Parameter of Aspect*. Springer.
- Talmy, Leonard (1985): Lexicalization patterns: semantic structure in lexical forms. In: Timothy Shopen (hrsg.) *Language typology and syntactic description*, vol. 3: grammatical categories and the lexicon. Cambridge: Cambridge University Press, S. 57-149.
- Tanaka, Shin (2013): „Kanshi (Artikel) “ und Aspekt: Modernität von Sekiguchi-Methodik in seiner funktionalen Beschreibung der Sprache. in: *ドイツ語学研究* 12. Hirakata. 21-35.
- Vendler, Zeno (1957): Verbs and Times In: *The Philosophical Review*, 66, 2. Duke University Press on behalf of Philosophical Review S. 143-160.

シンポジウムにおける議論

田中 慎（まとめ）

シンポジウム当日は、シンポジウム全体のテーマに関する質問および個々の研究発表に対する質問について、活発な議論が行われた。個々の研究発表についての質問については、それぞれの論考において、当日の議論を元に新たに書き直したため、本欄ではそれには言及しない。以下にシンポジウム全体について行われた議論およびシンポジウム後に質問を受けたものについて簡単にまとめた。また、シンポジウムの場で、『話（わ）の文法』とは何か」という質問がなされ、それについての議論が行われたが、後日佐藤氏から詳細な説明がなされたのでそれをまとめた形で掲載する。

1. シンポジウム全体に関する議論

・ 関口文例集における文法事項の分布について

シンポジウムでは、それぞれ接続法の記述（導入／全体説明）、再帰構文（横田発表）、単回遂行相表現（出島発表）について、それぞれの関口文例集における分布についての報告がなされた。これにより、関口の統合文法的なアプローチが一目瞭然にわかるというわけである。これに対し、「これらの分布をどのように調べたのか」、「これらの分布は網羅的か」などの質問が挙げられた。これらの質問に対し、調査は、主に関口文例集の目次をもとにあたりをつけ、それぞれの項目についてすでに電子化されている文例集を中心におこなったこと、そのため、かならずしも網羅的ではないこと、などが報告された。また、これらの不完全なデータだけを概観するだけでも、関口の統合文法的なアプローチは明確に見てとれるわけであるが、今後内堀発表で示されたような形で文例集のデータ化が進み、それにより簡易に網羅的に検索をできるようになることでこの問題は大きく解決されるだろうという予測が示された。

接続法の分布に関しては、シンポジウムと同時開催された関口文例集の展示において、（不完全ながらも）より詳細な分析を行っているのをそれを参照してもらうことができることも併せて指摘された（本展示の内容については本論集の巻末に掲載した）。

・ 今後の関口文例集のオンラインでの利用可能性について

関口文例集を今後利用したい場合、いつ頃、どのような形での利用が可能であるかについての質問があった。内堀発表で示されたように、すでに文例集については内堀氏が目次および原稿のスキャンデータについては2024年6月時点ではすでにウェブで公開されており、それについては自由に活用できることが

報告された。また、慶應義塾日吉キャンパスでも日吉にあるデータについて、電子化をすすめており、近年中に内堀氏と協力しながら公開を目指していることが報告された。

2. シンポジウム後に行われた議論

本シンポジウムで時間的な制約で十分に議論できなかつたことに関し、(筆者の知る限り)シンポジウム参加者からいくつかの論点に関し、メール上で質問、意見が寄せられた。その中でも特に本シンポジウム全体の議論に関するものとして佐藤氏に対してなされた質問の一端を紹介したい。ここで佐藤氏は、関口文法の立ち位置を確認し、関口の「話(わ)の文法」について簡潔かつ丁寧に説明している。

a) 関口存男は Humboldt を読んでいたか?

関口存男の長男の存哉氏が作った「関口存男蔵書の目録」の中には、Gabelentz も Humboldt もない。もちろん、だからと言って、関口が Gabelentz や Humboldt を読んだことがない、ということにはならない。しかし「読んでなかつたとしても、Gabelentz を通じて、Humboldt の思想は関口の中に確実に流れ込んで」いたとは考えにくい。なぜなら私は、「Gabelentz → 関口」のラインは無かつたと確信するからである。

意味形態文法の構想は、関口存男の独創であり、意味形態文法の構想を益々確信的な方向に進めたのは、関口が「探求的」に収集を続けた厩大な文例である。そして有力な啓示的存在は、(大岩信太郎氏が述べておられるように) エスペラントであつたかもしれない。

b) 「話(わ)の文法」は Grammatik der Rede か? 「話(わ)の文法」とは何か?

この質問についてのお答えは、「Rede をどのように解釈するか?」によって異なる。Gabelentz の「Einzelsprache と Rede」の区別が、Saussure の「langue と parole」の区別に「単純に」対応すると考えるならば(つまり「Rede = parole」と考えるならば)、佐藤の『話(わ)の文法』は Grammatik der Rede ではない。

Coseriu の「言語通常態論 (Sprachnorm-Theorie)」は、Saussure の „Cours de linguistique générale“ (1916) が「言語の現実の総体」としての langage を「langue と parole」に二分したのに対して、Sistema, norma, habla (System, Norm, Rede) に三分したことに決定的な意味がある(つまり, „Cours“ が langage を「記号の体系」と同時に「社会的事実」としていることを批判して, langue を System と Norm に分けた)。しかしここでも、「Rede = parole」とされているので、佐藤の『話(わ)の文法』を Grammatik der Rede とすることはできない。

関口文法は「話（わ）の文法」である

関口文法が「話（わ）の文法」であることは二つの点から証明できる：

(1) 関口存男の言語理論の基礎には Georg von der Gabelentz の言う「統合文法」的構想が存在する。冠詞に関しては、おおまかに表現して次のような関係がある：

「どの？」という考え方が基礎にある → 定冠詞

「どんな？」という考え方が基礎にある → 不定冠詞

「掲称」という考え方が基礎にある → 無冠詞

この「統合文法」的研究方向自体、つまり人間の脳に根拠を持つカテゴリーから出発して、個別言語における文法的表現手段を求めるという研究方向自体が、関口文法が「話（わ）」の文法であることを示している。

(2) その上で関口は、例えば不定冠詞には、「個別性」、「不定性」、「質」、「仮構性」の4つの「含み」（意味形態）があると言う。これらの「含み」とは何であろうか？ それは、Heinz Vater (1963, 1979) の示した不定冠詞の「示差的素性」の集合とどう違うのか？

構造主義言語学は、言語をもっぱら「形式の自律的な体系」と見なして、冠詞の意味も Vater に見られるような「示差的素性」の集合となり、そこには人間の能動的使用は考慮されなかった。もちろん、構造主義の「体系」に基づいた研究は言語学の進展に大きな貢献はしたものの、例えば冠詞の用法の解明は不十分な結果に終わり、外国人用ドイツ語教育にもほとんど役に立つことができなかった。Grimm/Heinrich (1976) はそれをじゅうぶん自覚していたので、単に構造主義的分析に終わらずに、冠詞使用の「規則集」をつけ加えている。

この構造主義的研究に対して、関口の求めたものは冠詞の「体系」上の意味ではなかった。冠詞はそれ自体として存在するものではなく、それを使いこなす局面、つまり「話（わ） Sprechen」の場ではじめて（上記の）「含み」（意味形態、Coseriu の Norm）として現れる現象であり、関口は、人間による言語の能動的使用を前提として「冠詞論」を展開したとすることができる。つまり「体系」上には存在せずに、Sprechen「話（わ）」においてはじめて現れる「含み」（意味形態）を求め、それを体系的に示したのである

ある語学者の「商売上の秘密」
——『接続法の詳細』を例に——

中村 大介

1. 関口存男文例集

1943年9月10日、法政大学の教授を辞任する直前に、関口存男(1894-1958)は『接続法の詳細』(以下、『詳細』)を上梓する。タイトルの通り、接続法についてきわめて詳細に扱ったこの参考書は、非常に多くの例文と、語学の参考書には珍しいくらいの——ときに脱線とも思えるほどの——解説で構成されている。すでにこの書物のほかにもいくつもの参考書や教科書を出版していた関口は、本書の序文において自身の「商売上の秘密」¹について韜晦たっぷりに記している。

あなたの文法は一たい何に準拠したものか、何を種本にしたのか、と云って問われることがよくあります。そういう時に、何か斯う相手を威圧して、頭っから信用させてしまうような、横文字の名前をペラペラと三つ四つ挙げられると大変気が利いて聞こえるのかも知れませんが、残念ながら私にはそれが出来ません。私の種本は、行李に一杯分ほど溜っている汚いノートだけです。²

ここで言及されている「行李に一杯分ほど溜っている汚いノート」は、現在、慶應義塾大学日吉キャンパスのドイツ語合同研究室に、段ボール10数個のなかに入れられて眠っている。88の項目に分けられ、総数20,000枚を優に超えるこのノートは新たに分類番号を振られ、白黒のコピーでスキャンのうえ製本されて日吉の図書館にも所蔵された。ファイルが膨大であることに加え、ドイツ語に限らずフランス語、英語、ギリシア語、ラテン語、ロシア語、イタリア語、果てはエスペラントに至るまで、さまざまな言語の文例を記録した文例集となっており、日吉の図書館に並んで閲覧できる状態になっている。検索の便宜のために目次が設けられているものの、研究者にとって必要な資料にたどり着ける可能性は限られているといわざるを得ない。そもそも、ドイツ語の文例にかんしても(タイプライターで書かれている箇所を除いては)当時のドイツ字筆記体で書かれているため、判読自体が困難である。

¹ 関口存男「わたしはどのような風にして独逸語をやってきたか?」『趣味のドイツ語』三修社、1954年、321-354頁所収、ここは330頁。以下、タイトルも含め、旧仮名遣い・旧漢字は新たなものに改めた。

² 関口存男『独逸文法 接続法の詳細』日光書院、1943年、2頁。以下、タイトルも含め、旧仮名遣い・旧漢字は新たなものに改めた。この前書き以外での引用においてはまた、同書は現在では三修社から出版されているものの方が広く流通しているため、三修社版の頁数も[]内に表す。

そこで、この資料を利用者にとってより開かれた資料とするべく立ち上がったのが「関口存男文例集データベース化プロジェクト」だ。文例をプロジェクト参加者たちが文字におこし、可能なかぎり校閲して本日の展示にこぎつけた。本データベース化プロジェクトがもたらす研究者への利益として、言語学的にあらたな資料を提供する可能性があるというだけでなく、実際の関口の出版物と照合することにより、関口の思考の変遷を明らかにできる可能性があることも挙げられる。2016年に始まったこのプロジェクトの歩みは、きわめて遅い。人員不足、さらにはプロジェクトの参加者が言語学および関口文法のプロパーでないことがその主な原因として指摘できる。完成を急ぐため、メンバーの拡充と、資料スキャン技術および入力技術の効率化が急務だが、それは今後の課題である。

今回展示に供したものは「接続法」のファイルのみとなったが、それでもかなりの数になった。今回の展示は、データベース化された関口文例集のウェブサイトのいわばプロトタイプである。これから改良を重ねてゆくべきものであるため、使い勝手について、さまざまなご意見をいただければ幸いである。³

さて、このパンフレットにおいては、この「商売上の秘密」が、実際に関口の参考書執筆にどの程度役に立っていたかを、『接続法の詳細』を手がかりにして明らかにすることが課題となる。

2. 関口文例集の資料の整理状況⁴

関口のノートは令息関口存哉氏とご家族によって編纂されて現在のクリアファイルに入っている。その際の方針は、最終的な資料の順番を崩さないように番号を振ることである。まず存哉氏は関口の資料のなかでノートなどの形で纏められているものにBの記号を、バラバラの資料についてはRの記号を振り、それぞれを袋にまとめ、それぞれの袋に48-1B等の「袋番号」をつけた。たとえば「接続法」のファイルについては、以下の通り20の袋にまとめられている。

48-1B	間接話法
48-2B	第二式
48-3B	羅典語式・佛式の間接話法
48-4B	würde
48-5B	約束話法
48-6B	要求話法

³ なお、今回の展示でウェブサイトのプロトタイプ立ち上げに際しては、シンポジウム登壇者の内堀大地氏に多大なるご協力をいただいた。記して感謝申し上げる。

⁴ 関口存哉『関口存男文例集の整理及びコピーの作成に就いて』慶應義塾大学所蔵「関口存男」文例集コピー目次の巻(93巻)、1993年、所収参照。

48-7B	形態一般 時稱
48-8B	可能法
48-9R	
48-10B	Assimilation によつて，従属文内まで接続法になる場合。
48-11R	
48-12B	接續法第一式
48-13R	
48-14B	Es fehlte viel wenig と KII
48-15R	
48-16B	Oratio directa Oratio obliqua に関する参考事項
47-17R	
48-18B	英語に於ける接續の用例雜例
48-19B	Wer~!
48-20B	Wer weinte nicht 誰か泣かざらん

このように，R のファイルはある程度まとまりをもった B のファイルのあいだに挟まっている。そしてそれぞれのページには(1)-1 のように資料番号が振られている。この資料番号は，それぞれの袋に収められた文例集の順番を保つために振られたものである。

したがって，現在振られている番号は，関口が最終的に並べていた順番を遵守した番号である。以下では，『詳細』に収録された文例がノートのどこに記録されているかを照合することによって，関口の文例収集の方針や，思考の変遷を明らかにすることを試みる。

3. 『接續法の詳細』の構成と文例集

3.1.採用された文例の分布

実際に『詳細』と文例集との照合を行うにあたって，われわれはどのファイルの文例がどれだけ『詳細』に採用されているかを一覧できる表を作成した（別紙の表 I 参照）。一瞥してわかる通り，相当数の文例が「48. 接續法」以外のファイルからも採用されているため，今回は残念ながらすべての文例の所在を文例集から確認することはかなわなかった。今回の表にまとまっているのは，あくまで 2024 年 6 月 5 日現在で確認できた文例ということになる。今回確認できた文例の総数は，537 件である。そのうち，「48. 接續法」のファイルに焦点を絞ると，20 に及ぶファイルのうち，「48-1B（間接話法）」（36 件），「48-2B（第二式）」（110 件），「48-5B（約束話法）」（43 件），「48-6B（要求話法）」（48 件），「48-7B（形態一般 時稱）」（2 件），「48-14B（Es fehlte viel wenig と KII）」（7 件）から文例が採用されており，合計して 246 件の文例の採用を確認した。20 にわかれたファイルから 6 のファイルしか採用されていないことになるが，そもそもファイルによって分厚さも異なっており，上記のファイルは分量の多めのものばかりで

ある。

次に多いのが、今回の展示には出していないが「47. 助動詞」のファイルである（81 件）。「約束話法」の文例が多めだが、「間接話法」「要求話法」の文例も含まれ、『詳細』にとって重要なファイルであるといえる。

3.2. 文例収集の順番

関口が参考書で提唱するのは「用法から出立して其の形式を研究」⁵することである。この立場に立てば、ドイツ語で発話がなされる際に接続法を使用することが最初から決まっているケースは少なく、むしろ状況に応じて発話の形式の選択肢が絞られるなかではじめて接続法が選択肢の一つとして浮上すると考えることになる。一般的な言語学の分類に従えば、統合文法的な立場に立っているといえよう。したがって『詳細』の章立ても、第一式によって果たされる機能、第二式によって果たされる機能、というような説明法ではなく、「間接話法」「要求話法」「約束話法」の機能を果たすためには接続法のどの形式を使うべきか、という説明法に則っているため、「第二章間接話法」「第三章要求話法」「第四章約束話法」という区分が採用されている。この方針の裏には、従来の形式を中心に据えたドイツ語文法教本への関口の批判が隠れている。形式よりも用法を優先する立場をとる関口にとって、文例集の「接続法」のファイル以外に収録された文例までも『詳細』に収録されているのは自然なことであるといえるだろう。しかし、関口自身はみずからの参考書について、こうも述べていた。「『接続法の講義』とある以上は、とにかく接続法というものを出立点としている。接続法というものは一つの形だ。文法形態だ。然らば、苟くも接続法をテーマとして何事かを云わんとする以上は、結局は形から発して意味を求めることになる」。⁶ 関口は基本的には用法を優先するものの、形式を完全に無視することはかなわなかったのである。

さて、文例集の「接続法」のファイルを見てみると、基本方針に従い、基本的に用法・機能別に文例を収集してノートをまとめており、そのなかには「48-1B 間接話法」「48-5B 約束話法」「48-6B 要求話法」のようにタイトルがついている。しかし、なかには「48-2B 第二式」「48-12B 接続法第一式」というファイルもあり、参考書執筆の際に関口みずから感じていた「齟齬」⁷がノートのまとめ方にも見て取れる。このように形式を手がかりとして文例を収集したと思しきファイルは、それがどの機能に分類されるか判断を保留したものであるかもしれない。

3.3. 「用法」と「形式」とのはざま

⁵ 関口存男『接続法の詳細』, 36 [32] 頁。

⁶ 同書, 37 [33] 頁。

⁷ 同書, 37 [33] 頁。

それぞれの文例集は、ノートの形で保存されているもののなかでも章立てがある。その章番号は、関口自身が書き込んだものもあれば、[]だけ書いてあって番号が記入されていないものもある。これらには関口自身が記入した数字と弁別するため「°」の記号をつけたうえで、編者の存哉氏が番号を割り振った。⁸ これらは、関口が生前どこに整理するべきかを決めかねていたものと思われる。これらの文例が『詳細』に収録されている場合、それが『詳細』でどのセクションに収録されたかと、文例集に収録されている場所の位置関係を見ることによって、関口の整理の仕方が変化したのかどうかを確認することができる。別紙の表 II, III, IV は、どのファイルの文例が『詳細』の第二篇のどの章のどのセクションにおいて採用されているかを一覧するための表である。

『詳細』における記述に戻ろう。間接話法が接続法の「基本範疇」であるとする関口は、要求話法と約束話法とはそれぞれその派生形として見ている。そして、要求話法と間接話法とのあいだ、そして約束話法と間接話法とのあいだにはそれぞれ「中間形態」が存在するとしたあとに、以下のように続ける。「然るに、要求話法と約束話法との間には中間現象が存在しない」。⁹

ところが、実際に I の表を確認すると、要求話法を示す緑色のセルと、約束話法を示すオレンジのセルとが一緒になっているノートは非常に少ないものの、25-11B と 47-10B と 51-1B のように、接続法以外のファイルにおいては例がみられるものもある。そのうえ III の表を確認してみると、『詳細』で「要求話法」の章の「各論」の部の 10 から 12 に収録された文例は、「[7]として置こう。(約束話法の一筋路)」という見出しのついた文例集ノートに掲載されたものから取られている。『詳細』のこれらのセクションに収録された文例は、第一式を使った仮定的な表現のための文例である。ここから判断するに、関口は機能だけを基準にして判断すれば約束話法と近い第一式を使った表現、すなわち要求話法と約束話法との中間現象といえそうな表現についても確認していたと思われる。実際『詳細』の「要求話法」の章では mögen の第二式にあたる möchte が紹介されて、「möglich という形は第二式接続法ですが、これは「動詞そのものの第二式」とは違った既成形式で、殆んど mögen とは関係のない一つの独立助動詞として扱うべきものゆえ、möglich を用いることがあるからと云って要求話法にも第二式を使うという一般論は成立しません」と説明されている。¹⁰ また、同章の「総論」の 12 および 13 のセクションにおいて、接続法第二式を使った願望を示す文例（たとえば、「ああ、彼奴の云う事を信じておけばよかったのになあ！」(Oh, hätt' ich ihm geglaubt!) ¹¹など) が紹介され、「此の項は元来約束話法に関係するもの、また間接話法と約束話法との中間現象として登録すべきもの

⁸ 関口存哉，前掲資料，7 頁参照。

⁹ 関口存男『接続法の詳細』，43 [38] 頁。

¹⁰ 同書，188-189 [174-175] 頁。

¹¹ 同書，179 [166] 頁参照。

ですが、意味形態の上から一寸此の個所におさめたものであります」と断り書きがある。¹² こうした文例も要求話法と約束話法との中間現象として説明しない点は徹底されているが、これが要求話法の機能を持ちうることが説明されている。

しかしその一方で、形式にかんしては、要求話法は第一式を使用し、約束話法は第二式を使用するという従来の枠組みが採用されている。ここにも、関口が自覚していた「齟齬」が見て取れる。関口はたしかに用法を重視したが、用法に応じた形式の使い分けがあるという立場を完全に捨て去ったわけではなかったため、こうした第二式を使った文例を要求話法と約束話法との中間現象として登録することは断念されたのだろう。

4. まとめ

実際に出版された関口の参考書と、文例集のノートとを照合することで、実際に文例集のノートが参考書執筆にかなり役立っていたことがわかった。しかし、文例集のノートにおいては収集された文例がほとんどで、関口の考察はメモ書き程度にとどまっているため、執筆に際しての下書きはまた別にやっていたと思われる。とはいえ、見出しや関口自身が振った文例・ノートの番号などのわずかな手がかりから、出版されたときの用法の整理と、文例収集の際の用法の整理法とがある程度異なることも判明した。特に、要求話法の文例と約束話法の文例とが同居しているノートもあることから、完全に用法だけを基準としたノートの整理はなされなかったようであることは興味深い。

今回の表からはわかりづらいかもしれないが、ひとつのセクションで使用された文例は比較的同じ資料番号のノートに集中している。文例によってはしるしがつけられているものもあるため、なんらかの基準に沿ってどの文例を実際の出版物に使うかを選定していたものと思われるが、その基準は不明である。

〔付記〕このポスター原稿と 53 頁から 56 頁までの表は、2024 年日本独文学会春季研究発表会の特別展示企画における掲示資料として作成されたものである。展示企画当日の資料の記録として叢書に収録する執筆者名を記し、文末注を脚注に改めた他、本文にも一部修正を施した。ただし修正は、不完全な文章の補完・修正、文章表現の修正の範囲に収めた。なお、このポスター原稿を加筆修正した以下の論文が『藝文研究』という雑誌に掲載された。以下の論文とこのポスター原稿とで文章・記述が重複しており、作成した表も一部以下の論文に掲載されていることをお断りしておく。

中村大介「関口存男の参考書と文例集 —『接続法の詳細』を例に—」『藝文研究』、慶應義塾大学藝文学会、第 127 号（2024 年）、104（127）-91（140）頁所収

¹² 同書、181 [168] 頁。

表2

		第2章	袋番号	資料番号	文例集の見出し (48のファイルのみ)
総論	間接話法から説き起す理由				
	間接話法とは何ぞや				
	間接話法又は引用等の名稱について				
	『……』とは何ぞや?				
	sagen型の意味形態				
接続法一般と間接話法なる特殊範疇との間の意味形態的相違					
各論 [1]	第二式の土着的・民衆的・通俗的な色彩。		48-7B	①-[5]	間接話法に好んで第二式を用いる。(獨立主文にして同時にvolkstümlich)
	通則: 間接話法は、原則としては第一式を用い、第一式が直接法と同形になる場合に於て第二式を用いる。			①-[1]	第一式が主、第二式が副 (1)
各論 [2]	1	趣・旨・由の最も妥当なる表現はdahin, daß.....	19-6B	[5]	[5] dahin. = soと同意の
	2	sollen, wollen [等]による表現法もある。	47-2B	[4]	
	3	接続法を用いる方法、及び間接文の主文章化。	48-1B 間接話法	[3]	間接話法の主文章化/拉丁語は不定法を用ふ
	4	疑問従屬文に接続法を用いることの可否。		[15]	疑問副文章に直接法/接続法、直接法、どちらでもよい証拠 / [* 15] 疑問間接法 (obをも含む)
	5	第二次以下の従屬文にまで矢張り接続法を用いるかどうかの問題。		[8]	[* 8] 接続法を第二次以下の副文章に延ばすことの可否。/第二次以下に間接話法を
	6	自己の主張には非ずして、單に傳達・報道の『趣・旨・由』に過ぎざる事を強調する必要がある際には、特に一従屬文を接続法で結ぶ。	[6]	[* 6] 關係代名詞文の間接法	
	7	趣・旨・由をzuを伴う不定法 (又は不定句) に依って表現する事の可否に就いて。	32-9B	[4]	不定法のドイツ特有な範圍 (現在ではもはや不可能なもの) [間接話法的zu + 不定法] / Akkusativus cum Infinitivo.
	8	述語を含む場合の簡単な表現法。(Kopula-seinの省略)	35-5B	[9]	[9] 文中の四格を宣言する述語的形容詞/四格名詞ならば關係明瞭
	9	所在を示す場合の簡単な表現法。(所在を示すseinの省略)		[23]	[23] 主語、述語關係に非ずして、存在のseinによつてつながれる等の主語と副詞規定をglauben, vermuten等で一文にする。(二文合体の所にもあり。)
	10	前置的接続詞als及び前置詞fürによる表現。			
	11	『趣・旨・由』の四格。	8-2B	[21]	[結果學述] 退去を命ずる等。(文の代り) / [要求形態]
	12	『趣・旨・由』たることを全然表現しない場合、及びほんの序に表現する過ぎない場合。	34-3B	II-[1]	[* 1]
	13	運搬動語法と結果學述形容詞の應用。	52-1B	[4]	Lativische Adverbien と共に
	52-2B		[1]	[1] 前綴の方向指示 (結果學述に属すべきもの多し)	
	14	懷疑的反問の諸形態。	48-1B	[16]	[* 16] 反問。(間接話法的) / Sollte (反問の) / was, wer 等の疑問詞と共に多し
61-6B	[5]		愕き、憤慨、不審の際には定形を棄す。		
32-3B	[27]		A und B?		
[28]	[] Sodantochter und weinen?				
15	假構的延長に就いて。	[A] 何等かの意味に於て否定されている先行詞の假構的延長としての關係文には第二式接続法を用う。 [B] たとえ否定されてはなくても、何等かの意味に於て假構的なる先行詞の假構的延長としての關係文には第二式を用う。 [C] 假構的延長としてのsodaß, daßの文には接続法第二式を用う。 [D] 二個の否定に依る肯定文に於ては後半は、假構的延長なるを以て第二式を用いる事多し。	48-2B 第二式	[3]	言者の主観が否定せんがために假に作ってみる
				[19]	[* 19] 従屬文中の第二式
				[5]	[5] 關係文の第二式。否定
				[3]	言者の主観が否定せんがために假に作ってみる/主文章が否定を含まざる場合。(佛語のConditionel)
16	假構的接続詞と接続法第二式	[A] zu..... als daß.....と接続法第二式	25-17R	[18]	[* 18] zu....., als daß には第二式/daß なく/比較級と
		[B] zu als daßの變態形について		[12]	[* 12] ohne daß第二式
		[C] ohne daß と接続法第二式		[14]	anstatt daß, statt daß ...であるに反し、ひきかへ
		[D] statt daß, anstatt daß と接続法第二式	48-2B	[9]	als ob, als wenn (第一第二式) / [9] als ob, als wenn/als ob のParadigma/als ob と直接法
		[E] als ob と第二式接続法		[10]	[10] als ob まさか~でもあるまいし/[10] nicht als ob , nicht, daß / nicht, daß と第二式
		[F] Nicht, daß と第二式接続法	25-15B	[2]	Nicht, daß (第二式接続法の部にあり)
		[G] Es fehlte viel daran, daß 等と第二式接続法	35-5B	[8]	述語 (名詞、形容詞) のみの主文章
		[H] Das ich wüßte, Daß ich nicht wüßte, Nicht, daß ich wüßte, 等に就いて	48-14B	[4]	es fehlte viel, daß ... [II.K.]
		[I] es sei denn daß, es wäre denn daß, 等に就いて	56-8B	[1]	[1] 普通のes sei denn [daß] es wäre denn
				[2]	[2] Sie hätten ihn denn vor.
[3]	[3] Es sei nun, daß				
[4]	[4] es müßte denn sein, daß				
[7]	[* 7] Es wäre denn				
[9]	[* 9] denn や müssen の説明用				
[] müßte	47-4B		[] müßte		
[J] außer 又は ausgenommen と第二式接続法	25-17R	[5]	außer [dem] daß		
56-8B	[5]	[5] ausgenommen, außer. (daßの項にもあり)			

表3

		第3章	袋番号	資料番号	文例集の見出し (48のファイルのみ)
総論		要求話法とは何ぞや？			
		『話法』と『法』との區別			
	1	命令法			
	2	接續法の第一式			
	3	話法の助動詞			
	4	定形倒置の語順			
	5	直接法の正置 (又は) 倒置	50-13R	[5]	普通の構文 直接法で (Peremptorisch)
	6	werden を用いて	50-16R	[5]	直説法現在で werden を用ひる場合。 (1)
	7	不定法と不定句	50-10B	[1]	[1] 不定法の儘。
	8	過去分詞, 過去分詞句	50-2B	[1]	
	9	daß 直接法定形	50-5R	[1]	即時實現的命令 daß直接法!
	10	方向規定文肢と mit で			
11	片言斷句一般				
12	約束話法の前提部を以て願望の意を表現する (或いはdaßと接續法第二式)	25-11B	[4]	[* 4] nicht に注意 (直接法ゆえ) [] daß..... II.K.!	
各論	1	wünschen, verlangen, fordern etc, daß の定形	48-6B	[11]	[* 11] 間接文中の要求話法 (daß と
	2	其他一般に目的として意圖し.....とするdaß の文	要求話法	[10]	[* 10] möge (主文と副文)
	3	möge と möchte --- 徳語的要求 ---	47-10B	[3]	[3] mögeの代りにmöchte 云々する「やう」に
				[5]	[5] 願望折りのmöge, möchte
	4	要求文の主文章化			
	5	要求話法にのみ現われる「文頭の定形倒置」			
	6	命令的要求話法 Gehe Sie! Gehe wir! Gehe er!	50-2B	[2]	Er, Sie の際のK. / [2] Sie の際。
			50-12B	[1]	Wir の際。及びLaßt uns 等。
			50-13R	[1]	wollen による表現
	7	命令又は要望	48-6B	[1]	命令法的 (1)
				[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可
				[4]	[4] 命令法。
			要求話法	[1]	命令法的 (1)
	8	願望, 祈願, 呪詛		[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可
			45-1B	[18]	[* 18] Seid gegrüßt!
			47-10B	[5]	[5] 願望折りのmöge, möchte
	9	三人稱單數以外の場合に就いて		[1]	命令法的 (1)
				[4]	命令法。/ 命令法的
	10	「取り極め」の要求話法 (A) --- 決定 ---	48-6B	[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可 / (1)云々しようと思ふ (sollen)
	11	「取り極め」の要求話法 (B) --- 假定 ---	要求話法	[7]	[7]として置かう。(約束話法の一筋路) / 假に云々とせん / 佛、羅 (假定的)
	12	事實の承認と認容		[2]	[2] 決心、決定、承認。(wolle, möge) möge 許可
				[4]	[4] 命令法。
				[7]	[7]として置かう。(約束話法の一筋路)
13	随意的認容	56-1B	[11]	sei es sei es	
		51-1B	[12]	[12] gleichviel, einerlei ob, (welche) usw. / unbekümmert of / 直接法で、	
		21-1B	[1]	[4] 認容的immer	
			[4]	[4] wie (was, wo etc) auch ... mögen.	
14	「無関心」なる認容及び疑問從屬文を伴う構造・無関心なる要求・命令	51-1B	[11]	[11] 挿入句的認容文章 (挑みの認容)	
			[12]	unbekümmert of	
			[16]	[* 16] 文肢としての認容句 (was immer)	
		48-6B	[6]	mag (無関心なる要求話法) / 呪詛	
		要求話法	[9]	[* 9] 認容的 (mag-wie) 挑みの に第一式を用ひる例	
15	挑みの認容及び疑問從屬文を伴う構造		[7]	[7]und wäre ich [直接法もあり] [第一式も]	
		51-1B	[11]	[11] 挿入句的認容文章 (挑みの認容)	
			[12]	unbekümmert of	

表4

	第4章	袋番号	資料番号	文例集の見出し (48. のファイルのみ)	
総論	約束話法とは何ぞや?	48-5B	[4]		
	科学的思惟の最初の簡単な形式としての約束話法		[2]		
	約束話法構文形態の独立性に関して				
	間接話法との関係は?				
	第一式接續法を用いずして第二式接續法を用いる事の説明	48-5B	[4]	Italienisch / 露語 / 説明法参考	
各論 [1]	過去時稱による約束話法の表現	34-1B	[7]	[* 7] 約束法の代り。(würde?) 未来の代り	
	約束話法の構文				
	約束話法の時稱に就いて				
各論 [2]	würdeに就いて	48-5B	[4]	前提の方の時稱表現 / [4] 両方	
	結論部が後半を成す場合に於ては獨立文形式を採用することができる		[2]	關係文の前提	
	假定的前半は關係文として表現する事も出来る				
	假構的延長の其他の場合は、間接話法の各論で述べた通り				
	前提部 (Protasis) を一文肢に短縮する非明示的表現法あり				
各論 [3]	元来の事實を利かさんが為めに故意に用いる間接手段としての約束話法	48-5B	[3]	[* 3] 後に重點のこもるもの	
		24-1B	[7]	約束法の假定法が後續の意味に。	
	認容的約束話法				
	認容的約束話法の變種ohne daß 又は daß nicht による結合	51-6R	[10]	[ohne daß II.K.] で	
	単なる辭令としての約束話法		48-5B	[8]	[8] 元来の約束法の意に非ざる場合に、單なるHöflichkeitsformとして。
				[11]	[11] 約束話法的語法に非ずして、第二式の一種の使ひ方なる際 (遠慮した主義) しかも約束法の形式がととのへることあり。
	話を現實の軌道に復歸せしめるにはaber so等のみで充分である	20-1B	[3]	[7] 斯くのごとくにして、さういふわけで (假定的) / so aber nun aber / [2] そのとおりで (よらしい等) / auch so の場合もあり	
	前提部又は結論部の獨立用法に関する一般的注意				
	願望的間投文 (1) Wenn-Satz形態	48-5B	[2]	[2] 前提のみ (願望、悔恨) doch と nur	
	願望的間投文 (2) daß..... と第二式接續法		25-11B	[4]	[* 4] nicht に注意 (直接法ゆえ)
			48-2B	[15]	願望 (daß一; と後置)
	Wer..... と第二式接續法の間投文	48-5B	[2]	Wer ... は分ける。 / [2] 前提のみ (願望、悔恨)	
	假定的認容の最も強烈なる表現形式: und と接續法第二式		51-1B	[7]	[7] ...und wäre ich [直接法もあり] [第一式も]
			47-1B	[14]	(und sollte ich ...! 認容・挑み (例は認容に多し))
	約束法 (約束話法に非ず!) 即ちConditionalisと云うのは、結論部のことである。				
	『もう少しの手で云々する所だった』の表現。		48-2B	[8]	[8]
			31-2B	[8]	[* 8] Es fehlt nicht viel, so 文章論冊の假定文冊に重出!
			56-7B	[8]	[* 8] Wenig fehlte, so (一格の部)
	其他、普通の約束話法的構造から出して考えれば充分にわかる場合	48-14B	[4]	es fehlte viel, daß ... [II.K.] 否定の意味形態	
	Es wäre denn arm. Er müßte denn arm sein 彼が貧乏だともいうのなら致し方がないが	48-5B	[1]	微妙な説明には: Du fändest Ruhe dort を用ひよ / [1] 結論のみ	
	欲求の表現 gern, lieber, am liebsten 等と共に		48-2B	[5]	[1] 外交的、欲望を表わす / ㊦ 外交的接續法 [gern と共に] 慾望
			48-5B	[1]	[1] 結論のみ
			48-2B	[5]	[1] 外交的、欲望を表わす (好んで"過去形"を用ひることに注目) / [外交的接續法] gern と共によく過去形を用ひる。
			46-3B	[7]	[7] 誤った語法 (時稱の表現) / wollte, will 等は正し、ひとつの形式なり。完了形不定法の法要として扱ふべきもの
				[5]	I think you have 等と關係す / 外交的接續法
Conjunctivus diplomaticus 外交的接續法	48-2B	[5]	外交的接續法 (一般) / 外交的接續法(2) 話法助動詞以外 / 外交的接續法 (2) / 外交的接續法 (3)		
外交的接續法の種類: 『さては愈々.....』云々『これでどうやら.....』云々		[6]	[6] 驚嘆が交るために信じがたき意。(安心の表現)		
話法助動詞の第二式接續法には一定の特殊機能を有するものあり					
möchteに就いて		47-10B	[4]	should like のmöchte (would like)	
			[2]	möchte (しはしないか) 危惧	
dürfteに就いて	47-5B	[6]	dürfte = könnte. K i v δ u v ε ö ε i v .		
sollteに就いて			[12]	否定的意局。[II.K的]	
			[19]	sollte (元来...す可き筈のものだ)	
			[10]	Sollte [1] (falls, wenn の次に来る時)	
			[4]	[6] 疑問文のsollte? (反問にも)	
			[22]	Wenn sollte ich nicht ?	
			[5]	[7] wie sollte ? Warum sollte es nicht?	
			[7]	[10].....したくなる、sollte (1)	
würdeに就いて	48-5B	[4]			
müßteに就いて		47-1B	[17]	Mir ist, als ob ich die Hände Auf's Haupt dir legen sollt'	
		47-4B	[12]	將に云々せんとす。	
wollte と könnte		[20]	als müßte ich 云々したくなる、云々しうらだ		
『思つたよりも』、『案に相違して』等の表現	48-2B	[1]	完了形を用ひるのが特徴である。たとへ現在に於ても。(「14」の如し) ◎『.....と思ひたいところだ』		

2024年6月5日

関口文例集受け入れのいきさつ

- 関口存男歿後、ご長男存哉氏が文例集を整理、クリアファイルに収納。
- 1993年 関口存哉氏、文例集をA4サイズにコピー（総ページ数24,502）
- 1993年以降 関口一郎総合政策学部教授（関口存男令孫）がSFCドイツ語教室の学生スタッフとともに文例集コピーを製本化。
- 1997年日本独文学会春季研究発表会の企画展示で文例集の製本版を展示
- 2001年 関口一郎氏死去
- 2012年 関口一郎氏令弟関口信男氏より、関口存男の遺した資料（文例集・原稿・蔵書）を慶應義塾大学に寄贈したいとの意向が平高史也総合政策学部教授に伝えられる。平高教授と斎藤で関口信男氏邸を訪ねて話を聞く。以下はその内容
 - ▶ 関口一郎氏亡き現状に鑑み、関口存男関連資料を関口家で保管するより有効に使ってもらえる機関に寄贈したい。
 - ▶ 当初、関口文法研究の研究者の佐藤清昭浜松医科大学教授に打診したところ、浜松医科大学で受けとってもらっても自分が退職後死蔵される可能性が高いので、他の大学を当たった方がよい、慶應義塾大学の方が様々な点で最適であるとの助言を得た。
 - ▶ 関口一郎氏が勤務していた慶應義塾大学であれば縁も深く、活用の機会も多いだろうから寄贈したい。
- 平高・斎藤で相談のうえ、とりあえず日吉ドイツ語部会の合同研究室に受け入れ、今後の措置を考えることにし、両名で関口存男の資料・原稿・蔵書を点検し、受け入れるものを選定する。
- 日吉ドイツ語合同研究室で受け入れ
- 2016年度より、日吉地区教育・研究調整予算のプロジェクト部門の経費により、文例集のデジタル化・フルテキスト化に着手、今日に至る。

以上

文責：斎藤太郎

日本独文学会研究叢書 159号
2025年5月24日発行
© 2024 一般社団法人日本独文学会

Studienreihe der Japanischen Gesellschaft für Germanistik

Nr. 159

Alle Rechte vorbehalten

©2021 Japanische Gesellschaft für Germanistik e.V. Tokyo

言 [こと] は事 [こと] なり :

関口存男文例集の活用をめぐって

編集 田中 慎

発行 一般社団法人日本独文学会

〒170-0005

東京都豊島区南大塚 3-34-6-603

電話 03-5950-1147

メールアドレス <http://www.jgg.jp/mailform/buero/>

SrJGG

ISBN 978-4-908452-49-9